

第1部

出入国管理をめぐる
近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等

第1節 外国人の出入国の状況

1 外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

ア 入国者総数

戦後の我が国の復興，国際交流の活発化，国際航空路線の新規開設・増便等に伴って，出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年には，外国人入国者（ワンポイント解説）数はわずかに約1万8千人であったが，53年には100万人，59年には200万人，平成2年には300万人，8年には400万人，12年には500万人を突破し，14年には577万1,975人となり，過去最高を記録して今日に至っている。

14年における外国人入国者577万1,975人のうち「新規入国者」数は464万6,240人であり，これも過去最高となっており，10年の366万7,813人と比べ，26.7%の増加となっている。また，「再入国者」数も，14年に112万5,735人と過去最高を記録し，10年の88万9,032人と比べ26.6%の増加となっている。

なお，10年以降外国人の新規入国者数は，毎年約30万人ずつ増加していたが，13年は前年に比べ2万7,146人減少している。この減少の主な理由としては13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件による渡航自粛の影響が考えられる。他

方，14年における外国人新規入国者数は，前年に比べ41万6,983人の増加となっている（図1）。

ワンポイント解説

入国者

入国者には「新規入国者」と「再入国者」がある。

我が国に在留する外国人がその在留期間内に一時外国に出国した後，再度入国する際の手続を簡略化することを目的として再入国許可制度が設けられており，その再入国許可を受けて出国した外国人が再び我が国に入国する場合，上陸申請に当たって査証を要求されず，再入国した後は従前の在留資格・在留期間が継続しているものとして扱われる。このように，再入国の許可を受けて入国した外国人を「再入国者」といい，それ以外の入国者を「新規入国者」という。「新規入国者」数と「再入国者」数を総じたものが「入国者」数である。

本章では，在留資格を問わない統計の場合にのみ，人の国際的な往來の全体的な数量の把握として「入国者」数を用い，在留資格に触れる場合には，より実態に即した傾向を知るため「新規入国者」数を用いることとする。

なお，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）14条ないし18条の特例上陸により入国した者は，ここでいう「入国者」には入らない。ただし，同法18条の2の「一時庇護のための上陸の許可」は特例上陸であるが，便宜上「入国者」に含めている。

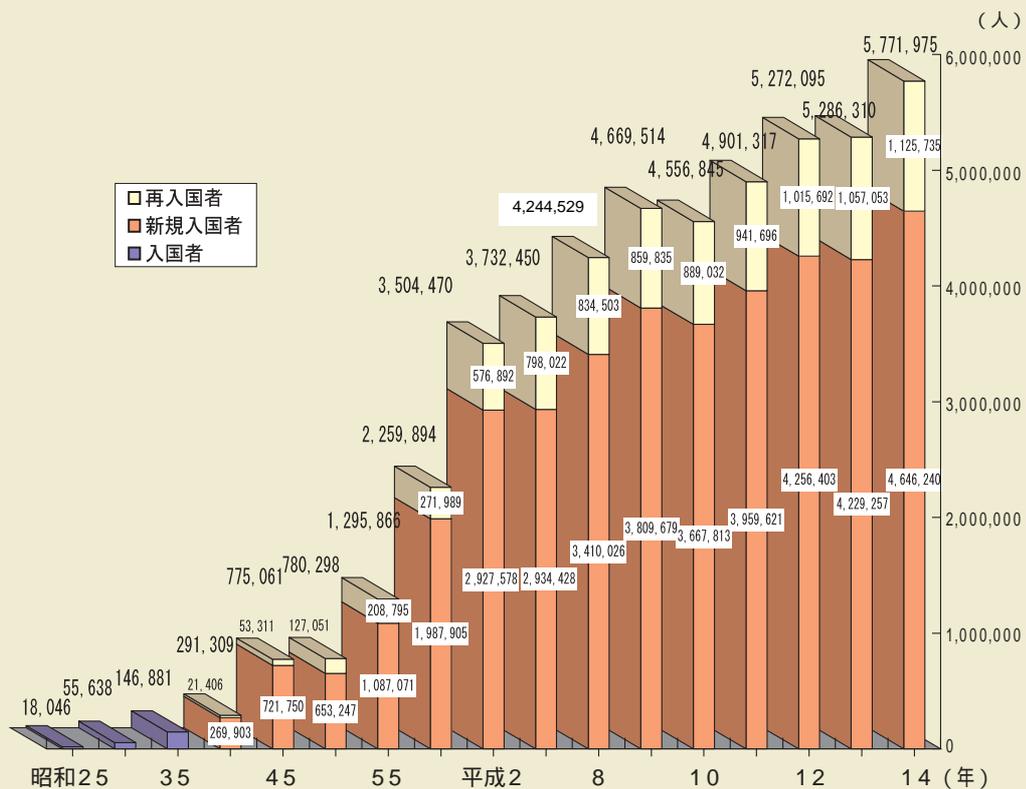
この背景としては次の事項が考えられる。

14年5月から6月にかけて開催された2002年ワールドカップ・サッカー大会

14年4月の成田空港の暫定平行滑走路の供用開始

日中国交回復30周年事業及び中国人訪日団体観光旅行の増加に伴う入国者の増加

図1 外国人入国者数の推移



(注) 昭和25年・30年及び35年は入国者の内訳を算出していません。

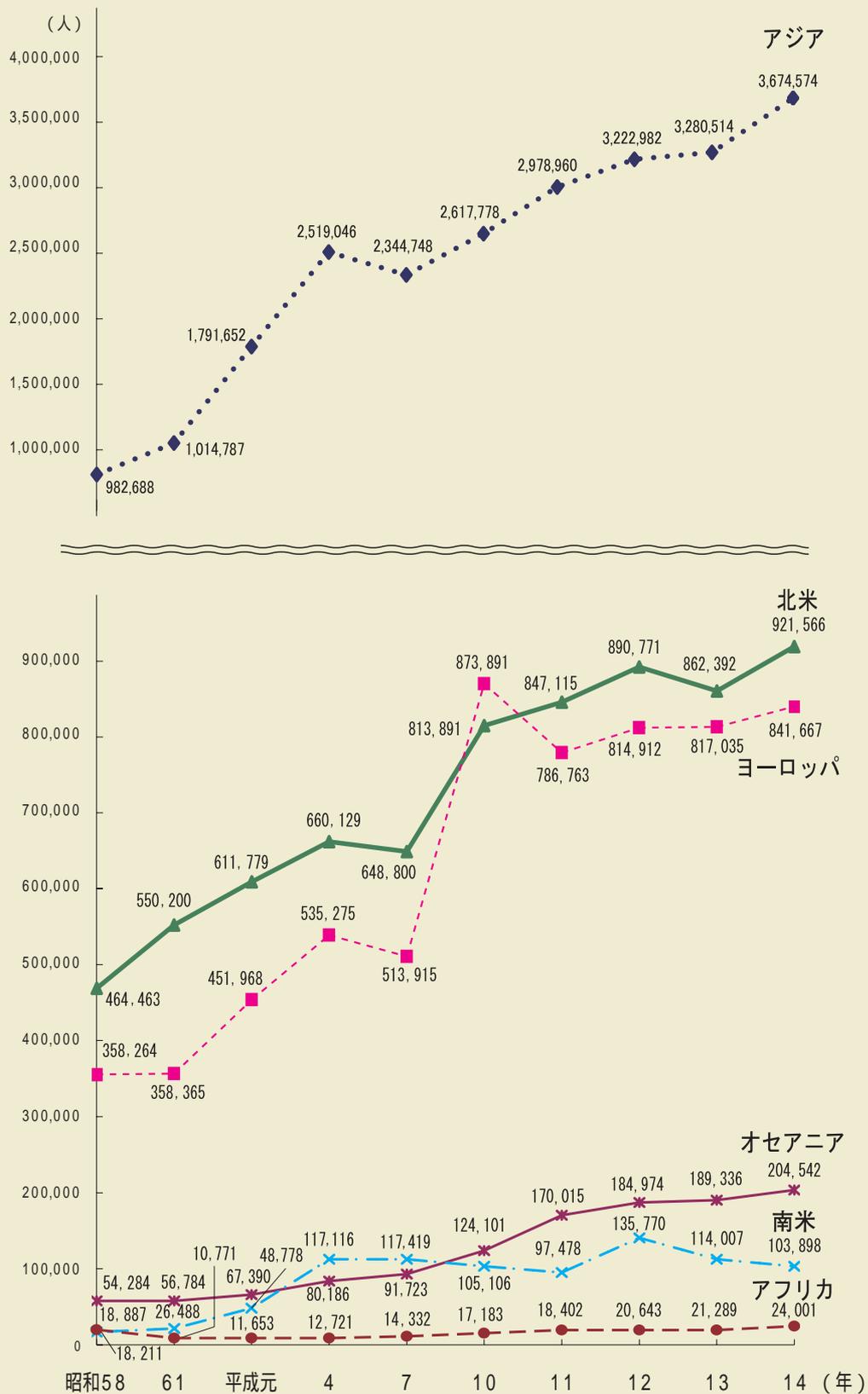
イ 地域別

平成14年の外国人入国者について、その国籍（出身地）の地域別構成比を見ると、最も多いのはアジアで、367万4,574人と入国者全体の63.7%を占めている。以下、ヨーロッパ、北米がともに15%程度、そして、オセアニア、南米、アフリカの順となっている。

なお、この地域別入国者数の10年から14年までの推移を見ると、いずれの地域の入国者数も漸増又は横ばいとなっており、地域別構成比の推移は、多少の増減はあるものの大きな変化はない。

このことから、我が国の人的な国際交流の主要な相手地域がアジアであることが分かる（図2）。

図2 地域別入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の入国がありその数は除く。

ウ 国籍（出身地）別

平成14年における外国人入国者を国籍（出身地）別に見ると、韓国が147万2,096人と最も多く、入国者全体の25.5%を占めている。以下、中国（台湾）（注）、米国、中国（注）、英国、フィリピンの順となっている。このうち、隣接国（地域）である韓国、中国（台湾）、中国の3か国（地域）で入国者数全体の50.4%と半数を占めており、また、韓国からフィリピンまでの上位6か国で全体の70.8%と70%を超えている。

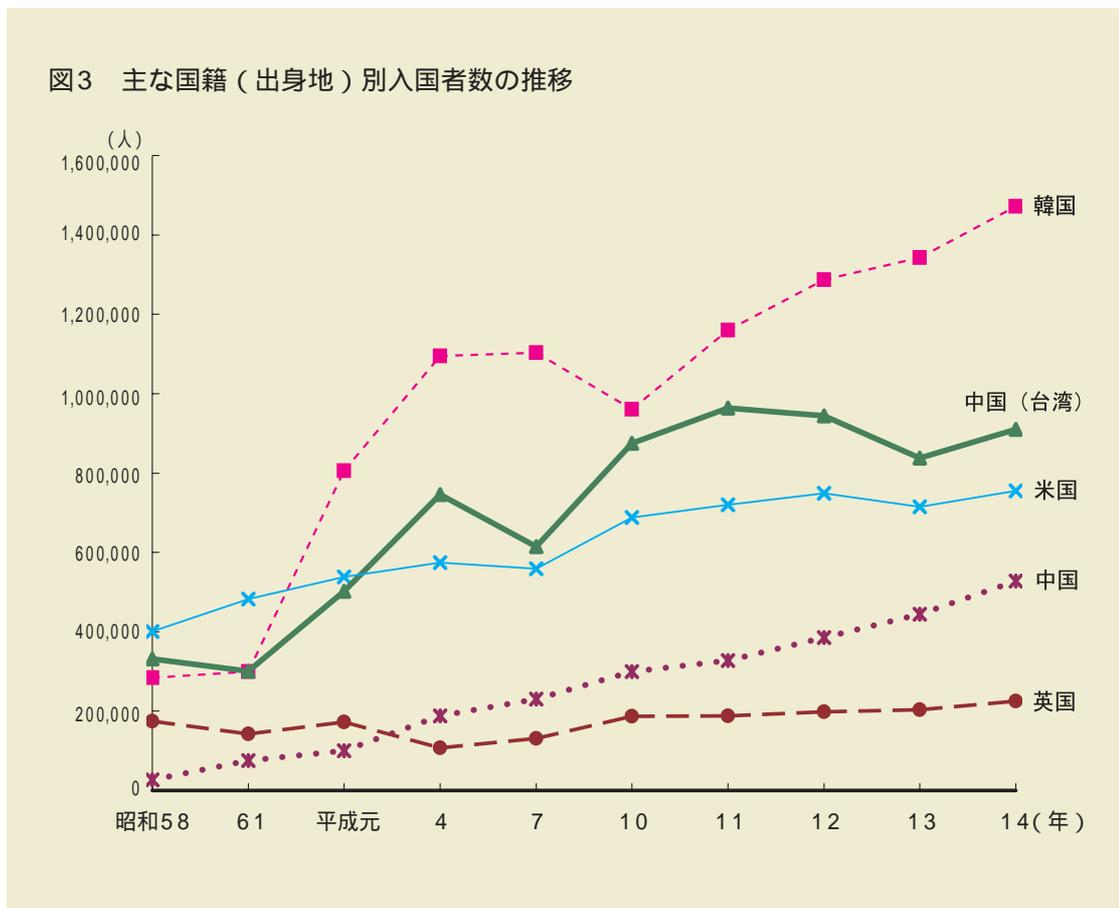


表1 国籍（出身地）別入国者数の推移

(人)

年	昭和58	61	平成元	4	7	10	11	12	13	14
総数	1,900,597	2,021,450	2,985,764	3,926,347	3,732,450	4,556,845	4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975
韓国	283,971	299,602	806,065	1,094,724	1,103,566	960,556	1,160,034	1,286,583	1,342,987	1,472,096
中国(台湾)	331,634	300,272	501,907	745,835	614,931	874,985	963,701	944,019	838,001	909,654
米国	400,984	482,670	538,117	574,181	558,474	688,006	720,142	749,343	715,036	755,196
中国	26,606	75,275	100,144	187,681	229,965	299,573	327,005	385,296	444,441	527,796
英国	174,384	142,697	172,833	107,425	131,105	186,454	188,036	198,675	203,551	225,074
フィリピン	47,887	80,508	88,296	120,660	105,838	129,053	144,305	169,755	186,262	197,136
オーストラリア	38,720	40,534	49,778	57,171	61,373	93,196	137,558	150,046	152,480	167,868
英国(香港)	平成3年(1991)から英国と分離			132,513	72,811	299,667	208,172	192,946	187,113	154,758
中国(香港)	64,727	32,271	32,007	39,460	20,378	53,278	42,283	49,423	74,704	136,482
カナダ	53,613	55,374	60,215	70,689	77,125	109,432	109,651	122,260	128,707	134,845
ドイツ	44,532	50,480	63,185	65,101	69,939	88,089	89,355	90,605	89,895	96,070
フランス	29,133	35,890	48,171	49,768	55,689	69,026	72,356	81,528	85,234	89,546
その他	404,406	425,877	525,046	681,139	631,256	705,530	738,719	851,616	837,899	905,454

また、個々の国籍（出身地）について10年と14年で入国者数を比較すると、韓国が51万1,540人（53.3%）増と人数では最も多く増加しており、次に第4位の中国が22万8,233人（76.2%）増と続いている。

さらに、第9位の中国（香港）が156.2%（8万3,204人）増、第7位のオーストラリアが80.1%（7万4,672人）増と大幅に増加しているのに対し、第2位の中国（台湾）は4.0%（3万4,669人）増、第3位の米国は9.8%（6万7,190人）増と、ともに10%以下の増加にとどまっている。

その他の国籍では、ナイジェリアが167.5%、メキシコが118.2%の大幅な増加となったほか、インドネシア、アイルランド、タイ、マレーシア、フィリピンがそれぞれ50%を超える増加率を示している。

一方、入国者数が減少している国籍（出身地）では、英国（香港）が14万4,909人（48.4%）減と大幅に減少しているほか、ブラジルも5,806人（7.5%）減少している。

英国（香港）の大幅な減少については、9年7月1日、香港領土の中華人民共和国への返還に伴い、香港住民が所持する旅券（BNO（British National Overseas）旅券）等が香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）へ移行したこと（注）等が要因と考えられる（図3，表1）。

（注）出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で香港特別行政区旅券（SAR旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。

他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

エ 男女別・年齢別

平成14年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性は317万553人、女性は260万1,422人であり、男女比率は、男性が全体の54.9%、女性が45.1%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率の10年から14年までの推移を見ると、ほとんど変化は見られない。

次に、年齢別に見ると、各年とも30歳代が最も多く、14年においては入国者全体の26.9%となっている。

一方、年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図4，表2）。

図4 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成14年）

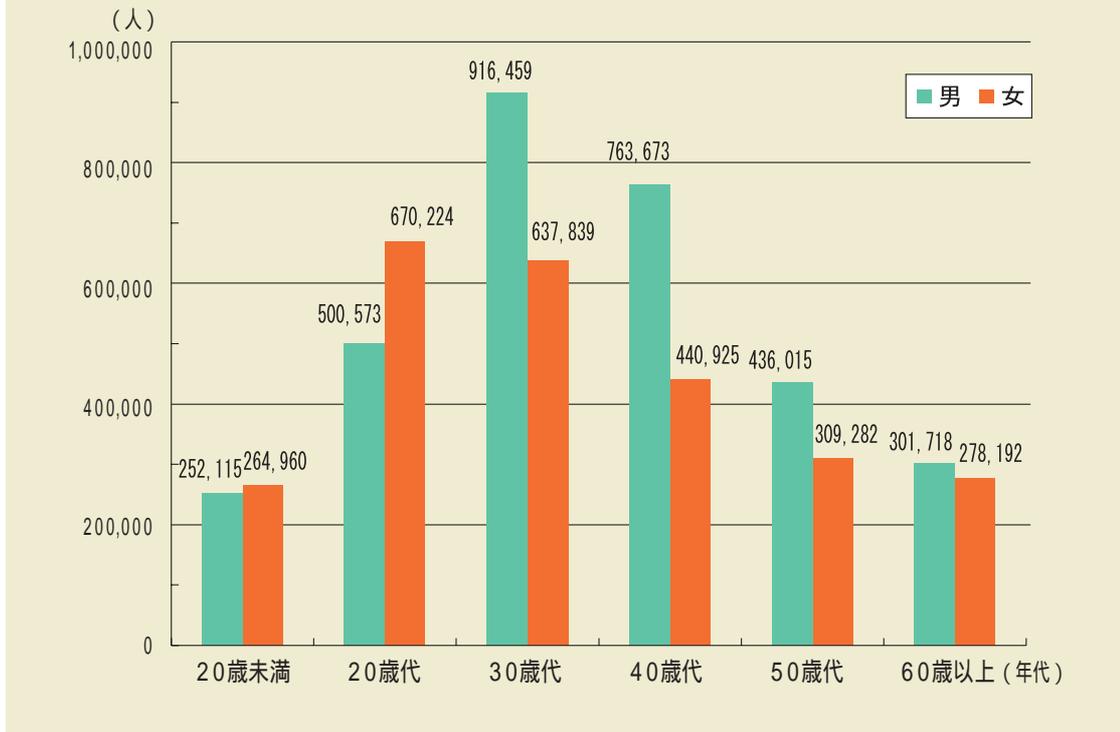


表2 男女別・年齢別外国人入国者数の推移

(人)

区分	年	年				
		平成10	11	12	13	14
総数	総数	4,556,845	4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975
	男	2,544,736	2,735,063	2,954,947	2,920,787	3,170,553
		55.8%	55.8%	56.0%	55.3%	54.9%
	女	2,012,109	2,166,254	2,317,148	2,365,523	2,601,422
		44.2%	44.2%	44.0%	44.7%	45.1%
20歳未満	総数	401,625	444,643	482,116	479,820	517,075
	男	194,016	218,324	239,561	235,105	252,115
	女	207,609	226,319	242,555	244,715	264,960
20歳代	総数	926,067	972,932	1,061,285	1,091,919	1,170,797
	男	410,340	428,209	467,522	470,331	500,573
	女	515,727	544,723	593,763	621,588	670,224
30歳代	総数	1,260,295	1,348,362	1,454,831	1,453,928	1,554,298
	男	754,541	808,518	876,376	862,166	916,459
	女	505,754	539,844	578,455	591,762	637,839
40歳代	総数	929,775	1,007,180	1,090,843	1,086,173	1,204,598
	男	587,753	636,561	697,304	690,321	763,673
	女	342,022	370,619	393,539	395,852	440,925
50歳代	総数	581,617	628,179	666,853	659,169	745,297
	男	352,856	377,606	400,352	391,229	436,015
	女	228,761	250,573	266,501	267,940	309,282
60歳以上	総数	457,466	500,021	516,167	515,301	579,910
	男	245,230	265,845	273,832	271,635	301,718
	女	212,236	234,176	242,335	243,666	278,192

図5 主な空港別外国人入国者数の推移

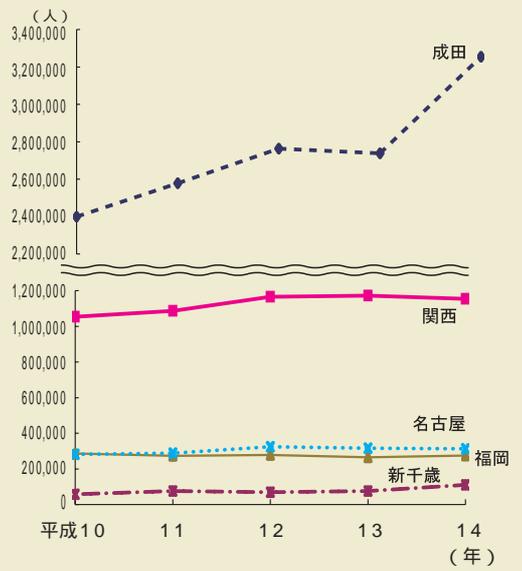


図6 主な海港別外国人入国者数の推移

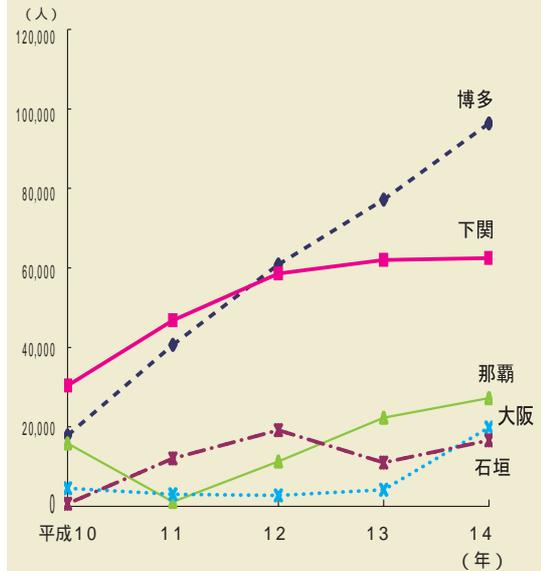


表3 空港・海港別外国人入国者数の推移

(人)

区分		年	平成10	11	12	13	14
総数			4,556,845	4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975
総数	空港		4,463,906	4,716,665	5,071,847	5,062,992	5,495,636
	海港		92,939	184,652	200,248	223,318	276,339
			98.0%	96.2%	96.2%	95.8%	95.2%
			2.0%	3.8%	3.8%	4.2%	4.8%
空港	成田		2,399,848	2,577,703	2,762,507	2,737,449	3,253,933
	関西		1,052,682	1,087,106	1,165,416	1,171,931	1,154,123
	名古屋		281,162	288,403	324,923	316,223	312,237
	福岡		286,887	272,478	278,189	265,389	275,493
	新千歳		56,809	75,573	69,079	75,356	109,772
	那覇		99,107	101,689	105,126	103,077	71,431
	羽田		166,649	170,380	179,029	166,962	64,893
	仙台		25,930	28,914	34,796	35,668	41,839
	新潟		15,991	19,130	25,242	28,285	31,102
	広島		24,300	21,252	22,964	23,272	24,718
	その他		54,541	74,037	104,576	139,380	156,095
海港	博多		17,870	40,636	60,884	77,191	96,361
	下関		30,411	46,759	58,610	62,031	62,493
	那覇		15,815	1,115	11,327	22,329	27,285
	大阪		4,582	3,009	2,716	4,188	19,872
	石垣		677	12,025	19,185	11,009	16,629
	小倉		13	9	6	311	10,146
	厳原		15	1,654	7,712	6,326	7,106
	神戸		3,788	3,369	8,418	9,771	6,093
	長崎		2,475	1,679	3,763	7,486	5,279
	新潟		4,122	4,276	3,726	3,529	4,322
	その他		13,171	70,121	23,901	19,147	20,753

オ 空港・海港別

平成14年における外国人入国者について、入国した空港・海港別にその数を見ると、空港を利用した入国者549万5,636人、海港を利用した入国者27万6,339人で、空と海の比率は、空港95.2%に対し海港4.8%となっている。それぞれの入国者数について10年と比較すると、空港が103万1,730人（23.1%）の増加、海港が18万3,400人（197.3%）の増加となっている。

このような空港・海港利用者の比率を見ると、人の往来に関しては、今日明らかに「空の時代」であるといえるものの、11年以降、海港利用者数も増加に転じており、利用手段の多様化がうかがえる。

14年における空港別の入国者数を見ると、成田空港が325万3,933人で最も多く、空港からの入国者総数の59.2%を占めている。また、成田空港に次ぐ関西空港は115万4,123人（21.0%）であり、我が国の東西の主要玄関である成田・関西の両空港で空港を利用した外国人入国者全体の80.2%を占めている。以下名古屋空港、福岡空港、新千歳空港の順となっている。

10年から14年までの推移で見ると、1位から4位までの順位に変動はないが、新千歳空港が毎年増加を示し、14年は10年と比べ5万2,963人（93.2%）の増加となっており、一方、10年から13年まで5位であった羽田空港が、国際定期便の成田空港への移転により14年は10年に比べ10万1,756人（61.1%）減少し、7位となったことが特徴的である。

一方、海港については、博多港が14年には9万6,361人と、海港の中で最も多く、次いで、下関港が14年には6万2,493人となっており、博多港と合わせて、この2港で海港を利用した外国人入国者全体の57.5%を占めている。10年から14年までの推移で見ても、博多港は10年の1万7,870人から7万8,491人（439.2%）増、下関港は10年の3万411人から3万2,082人（105.5%）増と、大幅な増加となっている。これらはいずれも韓国との間の定期客船が就航している海港であり、この交通手段の利便性により利用者が増加していることがうかがえる（図5、6、表3）。

カ 入国目的（在留資格）別

どのような目的をもって我が国に入国する外国人が増加しているのか、あるいはどのような傾向にあるのかは、在留資格別新規入国者数の推移が手掛かりとなる（表4）。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がその「ストック」という関係になる。

表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成10	11	12	13	14
総数		3,667,813	3,959,621	4,256,403	4,229,257	4,646,240
外交		8,313	8,305	9,408	8,692	9,339
公用		8,164	9,824	11,767	12,220	14,060
教授		1,429	1,513	1,941	2,024	1,966
芸術		136	159	167	211	220
宗教		1,231	1,229	1,199	1,105	946
報道		145	180	231	166	351
投資・経営		1,212	974	863	681	566
法律・会計業務		7	4	3	5	1
医療		2	4	1	—	4
研究		1,229	1,147	1,036	793	782
教育		3,318	3,203	3,323	3,296	3,337
技術		5,699	3,670	3,396	3,308	2,759
人文知識・国際業務		7,150	6,510	7,039	6,945	6,151
企業内転勤		3,531	3,765	3,876	3,463	2,900
興行		73,778	82,305	103,264	117,839	123,322
技能		3,024	3,375	3,529	2,118	1,792
文化活動		3,733	3,693	3,210	3,138	3,084
短期滞在		3,402,358	3,677,732	3,910,624	3,878,070	4,302,429
留学		13,478	14,446	19,503	23,416	24,730
就学		14,540	19,426	22,404	23,932	25,948
研修		49,797	47,985	54,049	59,064	58,534
家族滞在		16,134	16,695	17,617	16,364	13,888
特定活動		2,979	2,934	4,364	4,722	4,890
日本人の配偶者等		24,572	26,737	33,167	27,461	20,857
永住者の配偶者等		352	341	389	494	473
定住者		21,501	23,465	40,033	29,729	22,905
一時庇護		1	—	—	1	6

(ア) 短期滞在外

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客等の短期滞在外者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向等、様々な事象に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在外者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

「短期滞在」の在留資格には、観光、商用、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加等、短期間我が国に滞在して行う活動が該当し、その在留期間としては15日、30日又は90日が定められている（入管法施行規則別表第2）。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動を行うことができないことに加え、他の在留資格への変更も原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

「短期滞在」の在留資格による平成14年の新規入国者数は430万2,429人で、新規入国

者全体の92.6%を占めており、10年からの推移で見ると、前記の米国同時多発テロの影響を受けた13年を除いて増加基調で推移しており、14年は前年に比べ10.9%と2桁の増加率を示している。

14年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした人は236万5,982人で新規入国者全体の50.9%を占め、商用を目的とした人が120万7,192人（26.0%）と続いている。

観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、中国（台湾）が73万5,526人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の31.0%を占めており、次いで韓国（57万7,946人、24.4%）、米国（25万4,567人、10.8%）の順となっている。

（図7、表5）

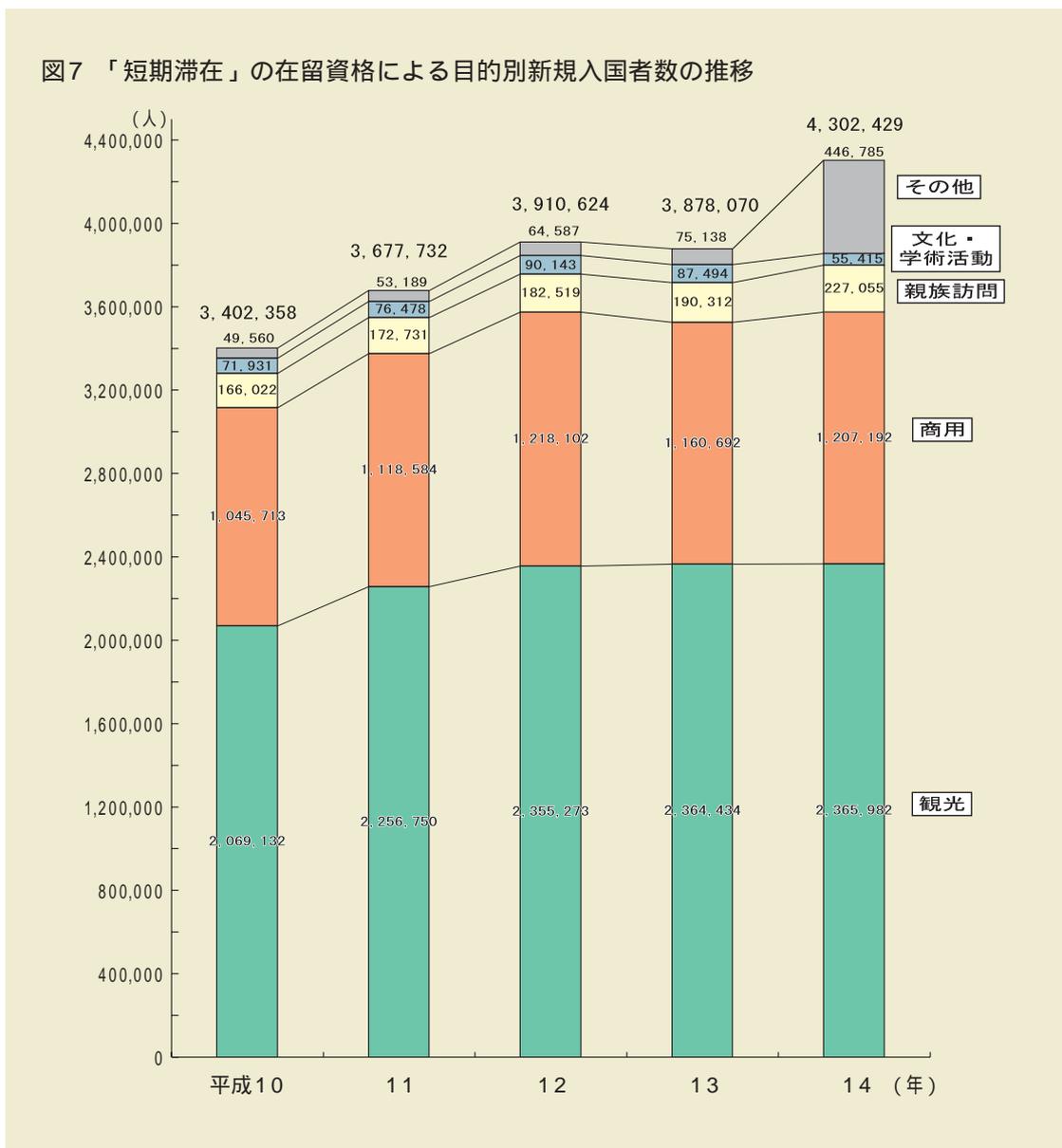


表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者（平成14年）

（人）

平成14年 国籍（出身地）	短期滞在					
	観光	商用	文化・学術活動	親族訪問	その他	計
総数	2,365,982	1,207,192	55,415	227,055	446,785	4,302,429
アジア	1,583,334	645,393	34,986	131,623	197,934	2,593,270
韓国	577,946	341,781	18,683	70,208	90,148	1,098,766
中国（台湾）	735,526	75,392	1,658	13,284	18,605	844,465
中国	17,608	82,980	7,605	22,528	53,554	184,275
中国（香港）	115,839	14,544	217	896	1,578	133,074
フィリピン	6,707	12,061	605	10,938	3,349	33,660
シンガポール	44,458	22,467	897	1,121	4,907	73,850
タイ	28,414	21,589	1,321	3,691	4,767	59,782
マレーシア	23,969	22,029	1,000	1,873	8,026	56,897
インドネシア	13,856	8,975	544	1,776	3,151	28,302
インド	4,685	19,740	647	1,589	2,525	29,186
その他	14,326	23,835	1,809	3,719	7,324	51,013
ヨーロッパ	362,477	249,003	8,432	20,090	69,045	709,047
英国	86,992	63,388	1,283	6,219	29,745	187,627
英国（香港）	134,212	13,171	263	708	1,576	149,930
ドイツ	26,566	44,993	1,396	2,506	6,144	81,605
フランス	26,843	32,966	917	2,923	7,578	71,227
イタリア	12,082	16,403	546	777	2,584	32,392
ロシア	10,435	9,978	855	654	3,202	25,124
オランダ	5,901	11,988	274	752	2,453	21,368
スウェーデン	6,571	8,867	339	664	1,669	18,110
その他	52,875	47,249	2,559	4,887	14,094	121,664
アフリカ	2,900	6,326	453	562	2,369	12,610
南アフリカ共和国	814	2,204	103	88	365	3,574
エジプト	277	886	79	55	215	1,512
ナイジェリア	331	757	15	49	349	1,501
その他	1,478	2,479	256	370	1,440	6,023
北米	335,342	260,894	8,160	63,041	119,771	787,208
米国	254,567	233,001	6,724	56,299	95,254	645,845
カナダ	63,361	23,084	1,149	6,032	19,981	113,607
メキシコ	14,982	3,053	202	510	3,602	22,349
その他	2,432	1,756	85	200	934	5,407
南米	12,773	6,073	462	3,349	3,626	26,283
ブラジル	4,675	3,062	254	1,393	1,243	10,627
ペルー	905	295	44	1,012	346	2,602
その他	7,193	2,716	164	944	2,037	13,054
オセアニア	68,692	39,200	2,901	8,298	53,892	172,983
オーストラリア	58,554	30,315	2,122	6,094	47,602	144,687
ニュージーランド	9,700	8,332	665	2,087	5,735	26,519
その他	438	553	114	117	555	1,777
無国籍	464	303	21	92	148	1,028

(イ) 就労を目的とする外国人

平成14年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は14万5,097人であり，これを10年から14年までの推移で見ると，毎年確実な増加を示し，4万3,206人（42.4%）増となっている。

これは，就労できる在留資格で入国する外国人の相当部分を占めている「興行」の在留資格による新規入国者の増加傾向とほぼ一致している。

14年における新規入国者全体に占める就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は3.6%である（図8）。

図8 就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



なお，これに含まれない「定住者」や「日本人の配偶者等」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人，観光しながら働くことのできるワーキング・ホリデー制度の利用者，大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験

をするいわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合はもっと大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

- a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編2統計(1)12-1, 13-1, 14-1)

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成14年の新規入国者数は、「技術」の在留資格2,759人、「人文知識・国際業務」の在留資格6,151人、「企業内転勤」の在留資格2,900人の計1万1,810人となっている。

これを10年から14年までの推移で見ると、「技術」の在留資格については、10年から毎年減少しており、5,699人であった10年と比べ、14年は2,940人(51.6%)の減少となっている。また、「人文知識・国際業務」の在留資格についても、12年に一時的に増加しているものの、全体的には減少を示しており、7,150人であった10年と比べ、14年は999人(14.0%)減少している。「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数も、10年から12年までは増加しているが、それ以降は減少に転じている。

ただし、後記第2節1のとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は10年から毎年増加しており、14年12月末現在で「技術」2万717人、「人文知識・国際業務」4万4,496人、「企業内転勤」1万923人の計7万6,136人となっている。

こうした現象の要因の一つとして、これらの在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることが挙げられ、そのことにより、これらの在留資格に該当する分野での新たな労働需要がそれほど高まらず、そのことがこれらの在留資格に係る新規入国者数を減少させているものと考えられる。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国、韓国、米国、インドの順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の81.2%を占めている。特に、「技術」の在留資格による新規入国者数が減少している中で、12年以降、インドからの新規入国者数が増加していることが注目される。一方、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数については、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これら4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の71.9%を占めている。また、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は、中国、米国、韓国、英国の順となっており、これら4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の55.4%を占めている。

- b 「技能」(資料編2統計(1)16-1)

外国人の職人ともいえる「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成14年は1,792人となっている。

これを10年から14年までの推移で見ると、10年から12年までは増加したが、13年に前年と比べ1,411人（40.0%）減少し、さらに14年も前年と比べ326人（15.4%）減少した。

なお、後記第2節1のとおり、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は10年から毎年増加しており、14年12月末現在で1万2,522人となっている。

この現象の要因の1つとして、前記 a と同様、「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることが挙げられ、そのことによりこの在留資格に係る新規入国者数が減少しているものと考えられる。

「技能」の在留資格による14年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国、インド、韓国、タイの順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の71.1%を占めている。

c 「教育」（資料編2統計(1)11-1, 11-2）

「教育」の在留資格による新規入国者数は、平成14年は3,337人となっている。これを10年から14年までの推移で見ると、毎年3,200～3,300人程度で推移しており、一方、同在留資格で日本に在留する外国人登録者数は10年から14年まで毎年増加し、14年12月末現在で9,715人となっている。

「教育」の在留資格による14年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で全体の89.0%を占めている。

なお、大学等での教育・研究を行う「教授」の在留資格による新規入国者数は、14年に1,966人となっており、これを10年から14年までの推移で見ると、13年までは一貫して増加していたが、14年は前年に比べて若干減少している。また、同在留資格で日本に在留する外国人登録者数は10年から14年まで毎年増加し、14年12月末現在で7,751人となっている（資料編2統計(1)3-1, 3-2）。

d 「法律・会計業務」及び「医療」（資料編2統計(1)8-1, 9-1）

「法律・会計業務」及び「医療」の在留資格は、その活動を行うに当たって我が国における法律上の資格を要するものであり、これらの在留資格で入国する外国人は極めて少ない。

「法律・会計業務」の在留資格による新規入国者数は、平成14年は1人（オランダ）であり、10年以降毎年10人未満にとどまっている。

「医療」の在留資格による新規入国者数は、14年は4人であり、その国籍（出身地）は中国（台湾）、インドネシア、タイ及びブラジルである。

e 「興行」（資料編2統計(1)15-1）

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成14年は12万3,322人である。

これを10年から14年までの推移で見ると、毎年増加しており、就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による14年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、フィリピン、米国、中国、ロシアの順となっており、最も多いフィリピンは7万4,729人と、全体の60.6%を占めている。

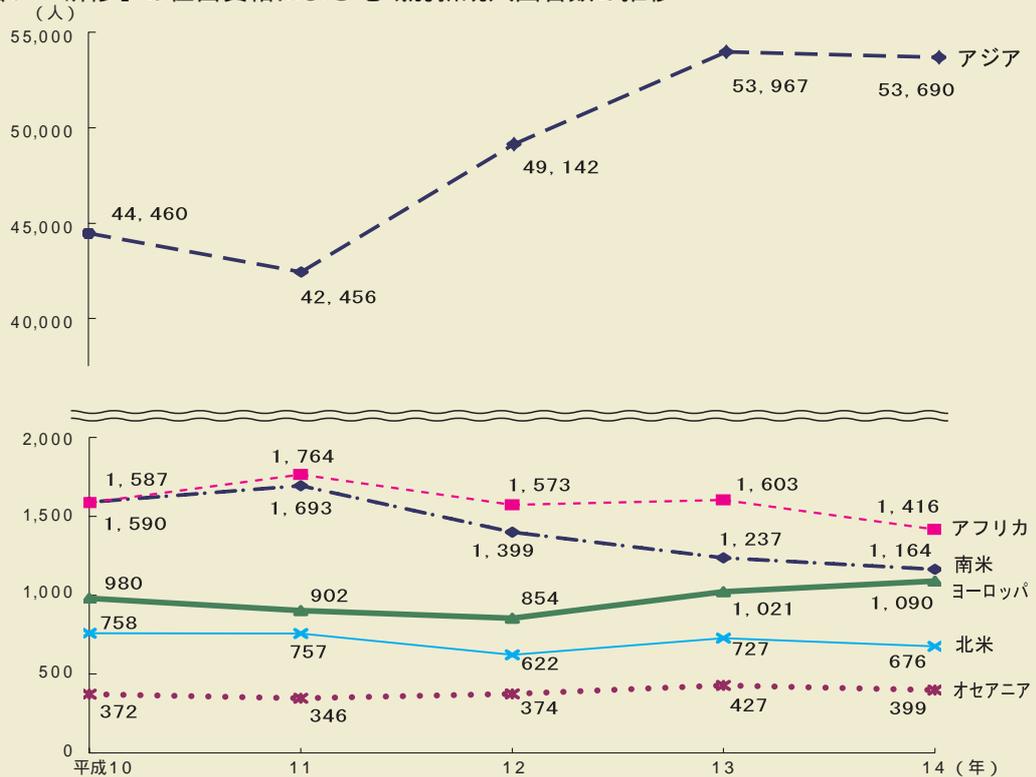
(ウ) 学ぶことを目的とする外国人

a 研修生（資料編2統計(1)21-1）

「研修」の在留資格による平成14年における新規入国者数は5万8,534人であり、10年から14年までの推移で見ると、11年に一時的に減少したものの、12年には前年比6,064人増の5万4,049人と大幅に増加し、13年に過去最高の5万9,064人となった後、やや減少し14年に至っている。

これを地域別に見ると、14年にはアジアが5万3,690人で全体の91.7%を占めており、以下、アフリカ1,416人(2.4%)、南米1,164人(2.0%)の順となっている。アジアは11年に一時的に減少したものの、12年に増加に転じ、14年に至っており、各年とも「研修」の在留資格による入国者全体の約90%を占めている。日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと思われる(図9)。

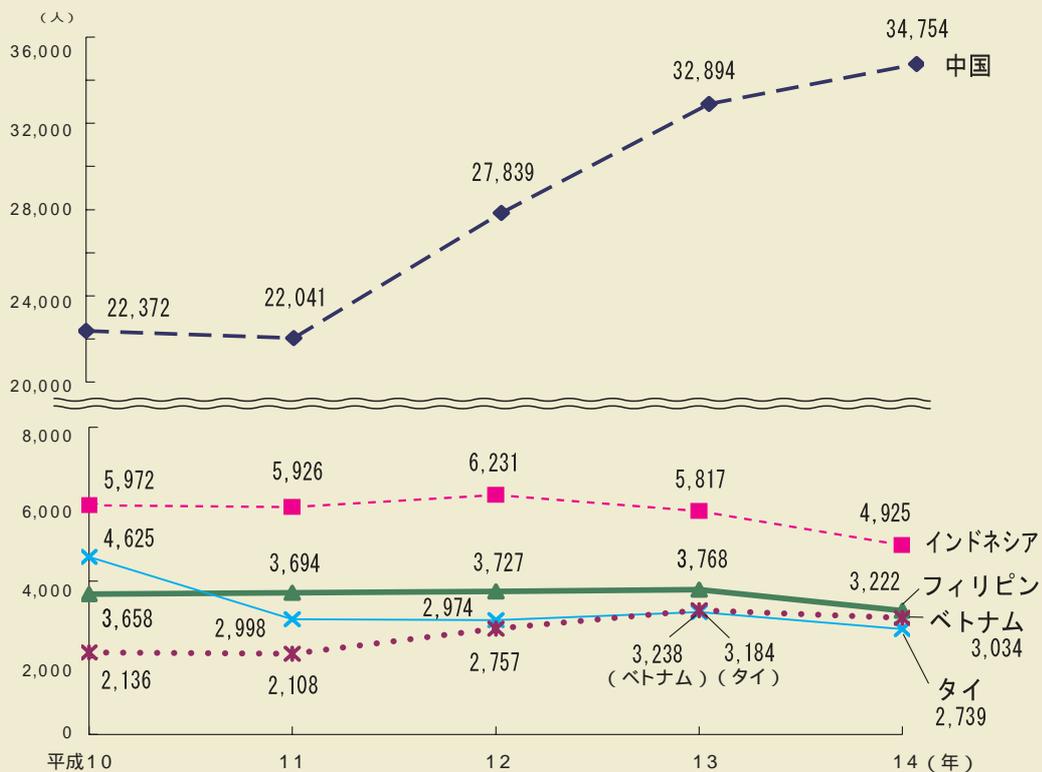
図9 「研修」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は平成10年50、11年67、12年85、13年82、14年99となっている。

14年の国籍（出身地）別では、中国が3万4,754人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の59.4%を占め、以下、インドネシア4,925人(8.4%)、フィリピン3,222人(5.5%)、ベトナム3,034人(5.2%)の順となっている。これを10年から14年までの推移で見ると、中国が10年の2万2,372人から1万2,382人(55.3%)増加していることが特徴的である(図10)。

図10 「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



b 留学生・就学生（資料編2統計(1)19-1, 20-1）

「留学」の在留資格による平成14年における新規入国者数は2万4,730人、「就学」の在留資格による14年における新規入国者数は2万5,948人となっている。これを10年から14年までの推移で見ると、留学生の新規入国者数は毎年増加しており、特に、後記第2部第3章第2節6(1)のとおり、11年に「留学生及び就学生の入国・在留審査方針」を策定し、12年から受入れ教育機関の在籍管理能力に応じて提出書類の削減を図るなどの規制緩和の諸施策を実施したことから、12年には前年比5,507人(35.0%)増の1万9,503人と大幅な伸びを示している。また、13年には初めて2万人を突破しており、14年は10年と比べ1万1,252人(83.5%)の増加となっている。

また、就学生の新規入国者についても、10年以降、毎年増加しており、12年

に初めて2万人を突破した。

14年の新規入国者を地域別に見ると、いずれについてもアジアからの学生が大部分を占めており（留学生81.4%、就学生95.2%）、これにヨーロッパ（留学生7.8%、就学生1.6%）が続いている（図11、12）。

さらに国籍（出身地）別に見ると、留学生については、中国が1万1,996人で全体の48.5%を占めており、これに韓国3,541人（14.3%）が続いている。これを10年から14年までの推移で見ると、この4年間で中国が10年の4,522人から7,474人（165.3%）増加しており、また、韓国が10年の1,974人から1,567人（79.4%）増加している（図13）。

また、就学生については、中国が1万7,720人で全体の68.3%を占めており、これに韓国4,910人（18.9%）が続いている。これを10年から14年までの推計で見ると、中国が10年の6,518人から1万1,202人（171.9%）増加していることが特徴的である（図14）。

（エ）身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計(1)25-1、26-1、27-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本において在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を与えられることはない。

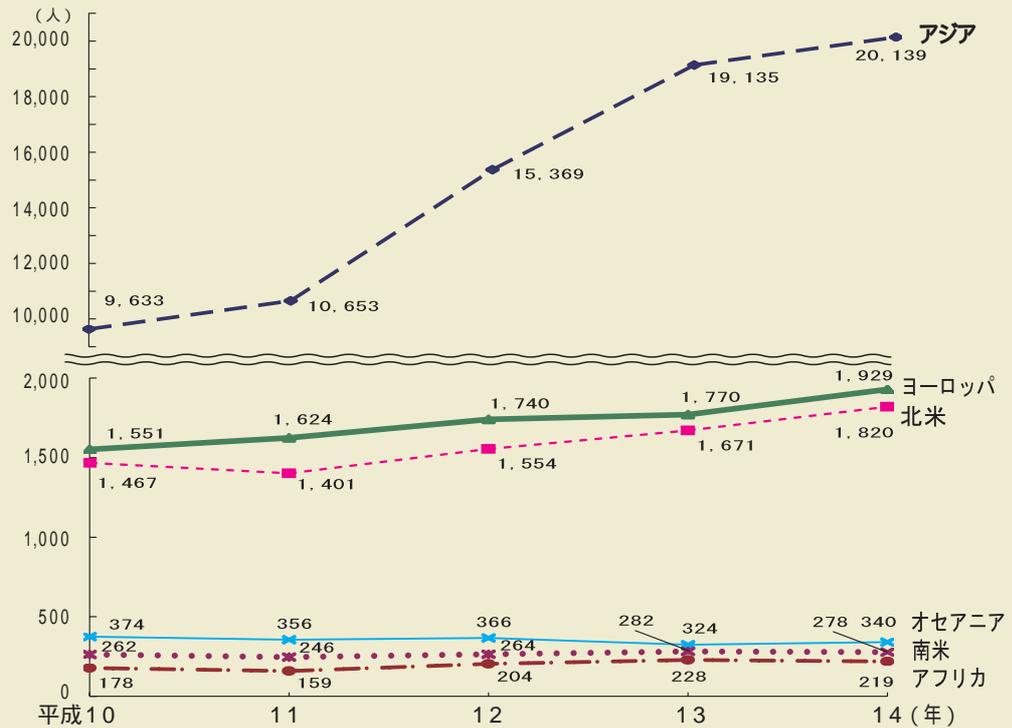
「日本人の配偶者等」の在留資格による平成14年における新規入国者数は2万857人、「永住者の配偶者等」の在留資格は473人となっている。

これを10年から14年までの推移で見ると、「日本人の配偶者等」の在留資格は、12年（3万3,167人）まで増加を続けた後、減少に転じており、14年は12年より1万2,310人（37.1%）減少している。また、「永住者の配偶者等」の在留資格は、11年までは減少していたが、12年には増加に転じ、13年及び14年は450人以上を維持している。

「日本人の配偶者等」の新規入国者の減少については、我が国での就労等を目的とする者によるいわゆる偽装結婚の多発に伴い審査が厳格に行われるようになったこと、「永住者の配偶者等」の新規入国者の増加については、永住許可を受ける者が増加しており、永住者が配偶者を呼び寄せる案件が増加したことが要因の一つとして考えられる。

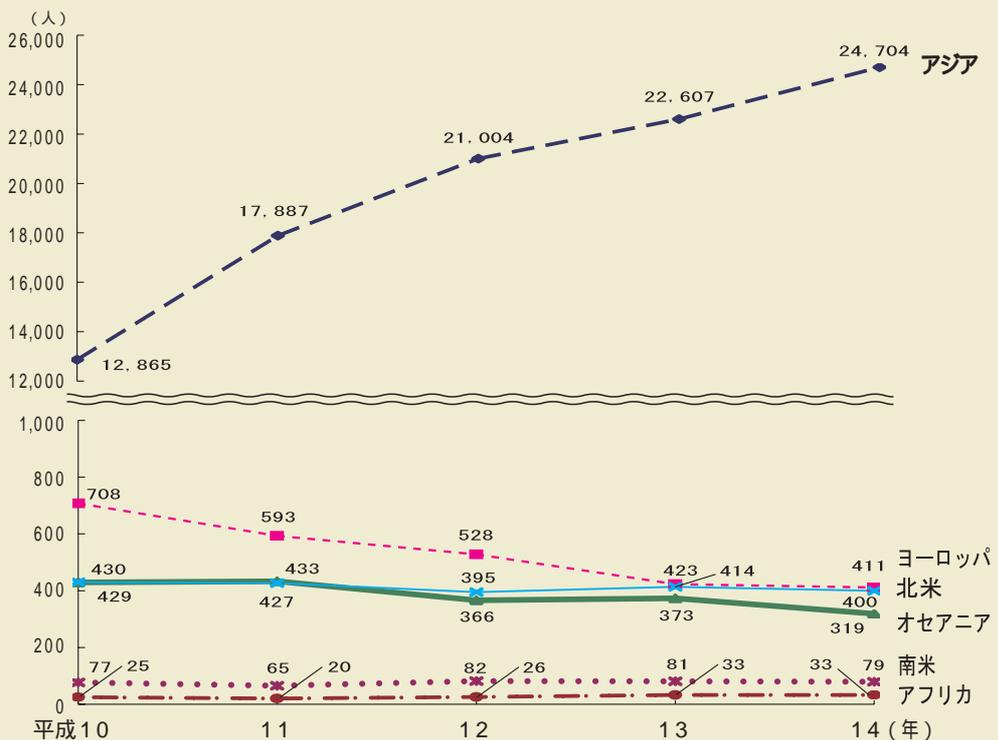
14年における「定住者」の新規入国者数は2万2,905人となっている。これを国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが1万4,014人で全体の61.2%を占めており、これに台湾、香港を含む中国が3,225人（14.1%）、フィリピン2,610人（11.4%）、ペルー1,572人（6.7%）と続いている。また、これらを10年から14年までの推移で見ると、12年（4万33人）をピークとして減少しており、特にブラジル人の減少幅が目立っているが、全体的に日系人による日本への入国が一段落したように思われる（図15）。

図11 「留学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国がありその数は平成10年13 同11年7 同12年6 同13年6 同14年5となっている。

図12 「就学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国者数がありその数は平成10年6 同11年1 同12年3 同13年1 同14年2となっている。

図13 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

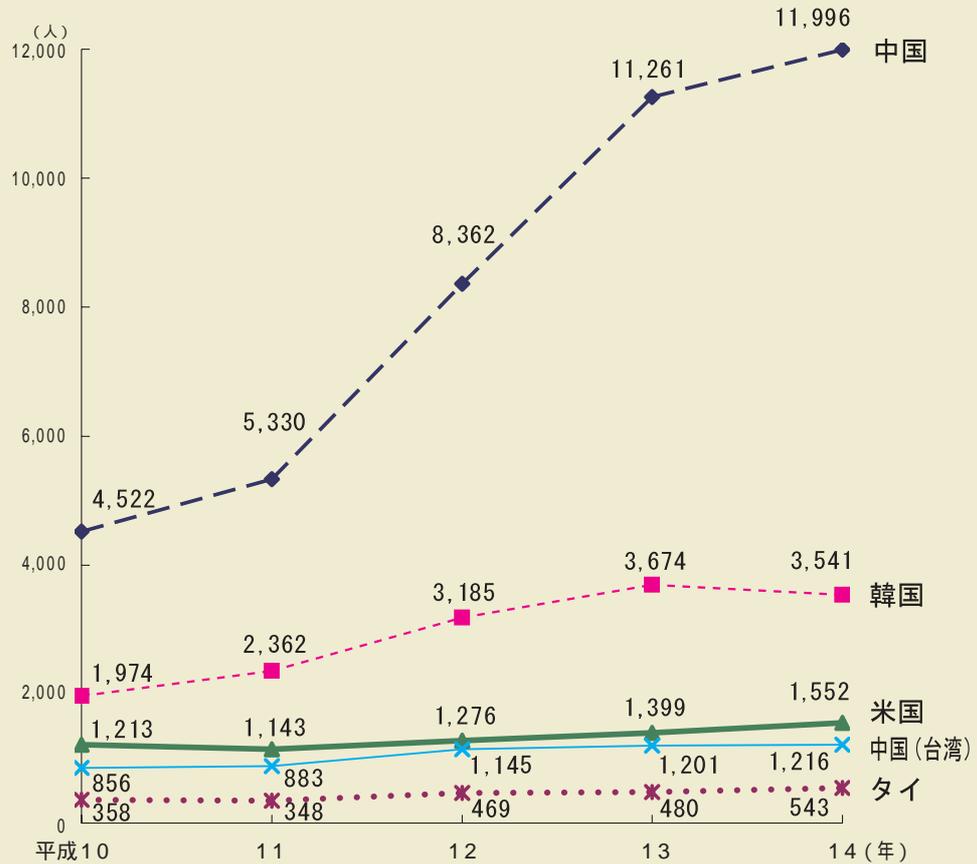


図14 「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

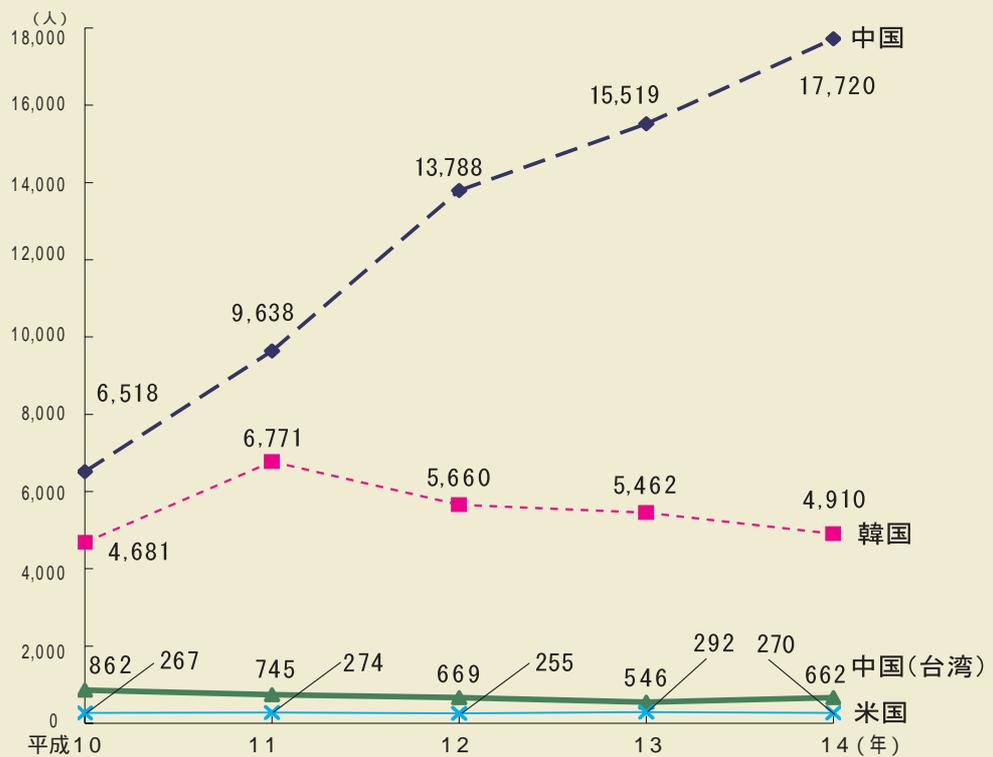
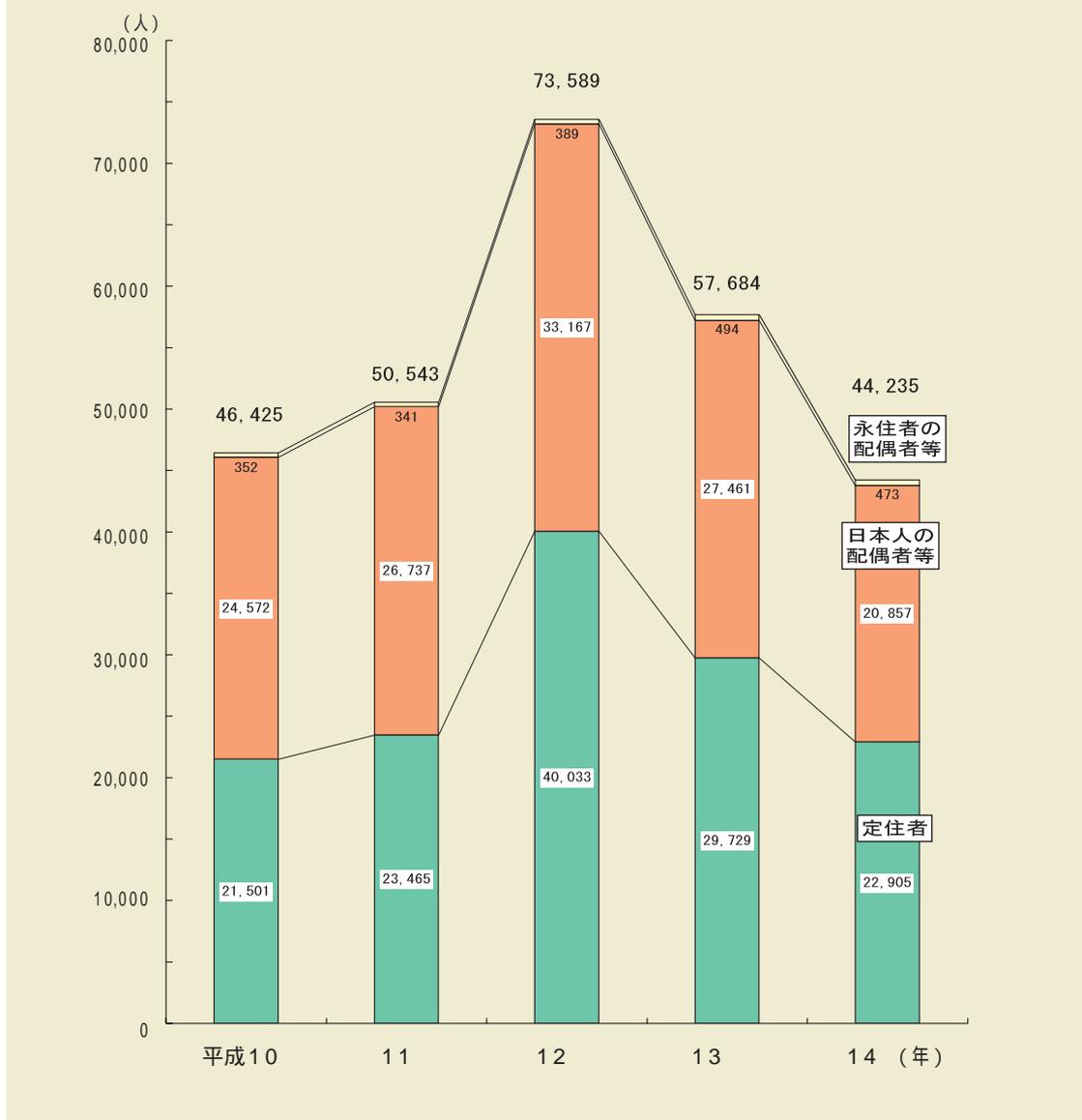


図15 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 「特例上陸」(一時庇護のための上陸の許可を除く)

平成14年に特例上陸の許可(ワンポイント解説)を受けた者の数は204万789人であり、10年から14年までは200万から210万人程度で推移している。

このうち、14年における乗員上陸の許可を受けた外国人の数は190万3,190人であり、特例上陸の許可を受けた外国人全体の93.3%と大部分を占め、寄港地上陸の許可を受けた外国人の数が13万6,954人(6.7%)でこれに続いている(表6)。

表6 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成10	11	12	13	14
総数		2,036,562	2,010,775	2,105,078	2,104,395	2,040,789
寄港地上陸		112,244	124,410	142,712	143,623	136,954
通過上陸		507	163	246	260	215
乗員上陸		1,923,275	1,885,626	1,961,644	1,959,937	1,903,190
緊急上陸		351	379	343	325	279
遭難上陸		185	197	133	250	151

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可（入管法第14条）

平成14年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は13万6,954人であり、これを10年から14年までの推移で見ると、13年までは毎年増加を示しているが、14年にはやや減少し、10年と比べ2万4,710人（22.0%）増となっている。

イ 通過上陸の許可（同法第15条，入管法施行規則第14条）

平成14年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は215人であり、10年には507人であったものが11年以降は150～250人程度で増減を繰り返している。

ウ 乗員上陸の許可（同法第16条，同規則第15条，第15条の2）

平成14年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は190万3,190人であり、10年から14年まで190万人程度でほぼ横ばいとなっている。

エ 緊急上陸の許可（同法第17条）

平成14年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は279人であり、10年以降毎年300人前後で推移している。

オ 遭難による上陸の許可（同法第18条）

平成14年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は151人であり、10年以降毎年200人前後で増減している。

ワンポイント解説

特例上陸許可

特例上陸許可には、寄港地上陸の許可（入管法14条）、通過上陸の許可（同法15条）、乗員上陸の許可（同法16条）、緊急上陸の許可（同法17条）、遭難上陸の許可（同法18条）及び一時庇護のための上陸の許可（同法18条の2）があるが、一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約上の難民に該当する可能性があり、一時的に上陸させるのが相当であると思料されるときに与えられる許可であり、許可の性質及び外国人自身が上陸の申請をするという点で、他の特例上陸と異なっており（他の特例上陸においては、外国人が乗っている船舶の船長や飛行機の機長又はその船舶等（船舶又は航空機をいう。以下同じ。）を運航する運送業者が上陸申請を行う。）、後記第3章において述べる。

(3) 外国人の出国

再入国許可を得ての出国者を除くいわゆる「単純出国者」(ワンポイント解説)数は、平成10年から14年まで毎年増加を続けており、12年に400万人を超え、14年には過去最高の451万4,936人となっている。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は396万2,175人で、全体の87.8%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると432万1,672人で、全体の95.7%に及んでいる(表7)。

ワンポイント解説

単純出国

我が国に在留する外国人が入管法第26条による再入国の許可を受けることなく、我が国から出国することを単純出国という。

単純出国する外国人は、EDカードを提出して出国確認の申請をし、外国人登録証明書を入国審査官に返納しなければならない。

なお、外国人が再入国の許可を受けずに出国すると、その結果として、現に有している在留許可を喪失することとなり、たとえ在留期間が残っていても、再度入国し再入国しようとする場合には、必要に応じて新たな査証を取得し、上陸申請する必要がある。

表7 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成10	11	12	13	14
総数		3,547,584	3,861,248	4,082,224	4,072,441	4,514,936
15日以内		3,130,736	3,442,462	3,632,704	3,584,424	3,962,175
15日を超えて1月以内		147,659	139,218	149,667	154,545	183,428
1月を超えて3月以内		135,985	132,942	145,438	153,467	176,069
3月を超えて6月以内		34,579	32,528	36,507	46,316	47,141
6月を超えて1年以内		54,872	64,158	75,132	87,891	96,492
1年を超えて3年以内		29,210	32,846	28,731	31,761	35,598
3年を超える		14,320	16,883	13,803	13,740	13,717
不詳		223	211	242	297	316

2 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という(注1)。入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため特別審理官に引き渡されることとなる(入管法第9条第4項)。

上陸口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数)について、平成10年から14年までの推移で見ると、11年にこの5年間で最高の2万2,655件となったが、12年には2万472件で、14年には1万7,973件となり、10年と比べて3,483件(16.2%)の減少、過去10年で最も多かった5年の3万5,203件と比べて1万7,230件(48.9%)の減少となった。

上陸口頭審理に付される外国人の中で最も多いのは、不法就労等を目的としているにもか

かわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者である。この種の案件は、14年には1万4,280件であり、10年から14年までの推移で見ると、10年の1万7,394件以後、一時増加した11年を除いて13年の1万7,456件までほぼ横ばいで推移したが、14年は10年と比べて3,114件（17.9%）減少しており、新規受理件数の総数に占める割合で見ても、10年には84.1%であったが、14年には79.5%まで減少している。

次いで多くを占めるのは、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるもので、14年には3,134件であり、10年から14年までの推移で見ると、10年の3,590件の後、12年には2,742件と10年から848件（23.6%）減少したが、13年には増加に転じ、14年は10年と比べて456件（12.7%）の減少にとどまり、新規受理件数の総数に占める割合を見ると10年の16.7%に対して14年では17.4%を占めている。

また、上陸拒否事由に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された件数については、14年が556件であり、10年から14年までの推移で見ると、11年を除き、減少傾向が続いていたが、14年には前年より211件（61.2%）増加しており、新規受理件数の総数に占める割合で見ても、14年はこの5年間で最も高い3.1%を占めている（表8）。

表8 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成10	11	12	13	14
総数		21,456	22,655	20,472	21,007	17,973
偽変造旅券・査証行使事案等(7条1項1号不適合)		3,590	2,998	2,742	3,205	3,134
虚偽申請等(7条1項2号不適合)		17,394	19,054	17,261	17,456	14,280
申請に係る在留期間不適合(7条1項3号不適合)		—	3	7	1	3
上陸拒否事由該当者(7条1項4号不適合)		472	600	462	345	556

上陸口頭審理の処理状況（注2）を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明し上陸を許可した案件は、14年においては9,147件である。これを10年から14年までの推移で見ると、10年が9,716件であり、11年に1万3,343件と増加した後減少が続き、14年はこの5年間で最高であった11年と比べて4,196件（31.4%）減少している。

上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は、14年が5,975件であり、10年から14年までの推移で見ると、10年の9,111件の後、13年を除き減少傾向にあり、14年は、10年と比べ3,136件（34.4%）減少した。また、処理総数に占める退去命令数の割合を見ると、10年には42.4%であったところ、その後は、30～35%程度で推移している。

一方、逆に特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、14年が1,052件であり、10年から14年までの推移で見ると、10年が1,450件であったのが、11年には607件（41.9%）減少し、843件となったものの、その後増加に転じ、12年から14年まで約1,000件前後で推移している。また、処理総数に占める異議申出数の割合を見ると、10年には6.8%であったところ、11年に3.7%まで減少した

が、その後は5%前後で推移している（表9）。

表9 上陸口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成10	11	12	13	14
総数		21,469	22,654	20,477	20,990	18,000
上陸許可		9,716	13,343	11,902	11,033	9,147
退去命令		9,111	7,088	6,145	7,171	5,975
異議の申出		1,450	843	1,135	979	1,052
上陸申請取下げ		341	318	301	280	190
その他		851	1,062	994	1,527	1,636

(注)「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国、逃亡、死亡等したため事件が終止・中止となった数である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。

(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数(表8)の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移(表9)の総数が一致しないのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、上陸の申請を取り下げるなどして出国した者、法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成14年の被上陸拒否者数は9,133人であり、10年から14年までの被上陸拒否者数の推移を見ると、10年には1万1,546人であったが、13年を除きその後減少し、14年は10年と比べ2,413人(20.9%)減少している。最近の傾向として、極めて精巧な偽変造旅券を使用する事案や上陸申請者が国内のプロカー等と組み、口裏を合わす等の事案が数多く見受けられ、不正な意図をもって上陸を果たそうとする者の手口がますます巧妙化している。

被上陸拒否者数を国籍(出身地)別で見ると、一貫して韓国が最も多いが、10年の4,281人以後その数は減少しており、14年には2,459人と10年に比べて1,822人(42.6%)の減少を示している。これは、2002年ワールドカップ・サッカー大会の成功に向けて、韓国側が、我が国への不法入国等を防止するための種々の措置を採ったことから、我が国へ不法に入国しようとする者の上陸申請が減少したことが要因の一つであると考えられる。

ほかに、中国、中国(台湾)、タイ、インドネシアなどのアジア諸国及びコロンビア、ペルーの南米諸国が毎年上位を占めているが、14年は前年と比べ多くの国で減少しているのに対し、中国及び中国(台湾)はそれぞれ252人(33.7%)増、156人(27.7%)増と大幅に増加している。

また、近年、リトアニア、チェコ、ポーランドなどの東欧諸国やナイジェリアが増加傾向にある(図16、表10)。

なお、第2部第3章第1節3のとおり、14年には、2002年ワールドカップ・サッカー大会に際して、いわゆるフーリガンを上陸拒否できるよう新たな上陸拒否事由(入管法第5条第

1項第5号の2)が新設されたことを受け、厳格な上陸審査を実施した結果、フリーガン等大会の安全対策上問題となる者65人(うち英国は51人)の上陸を拒否している。

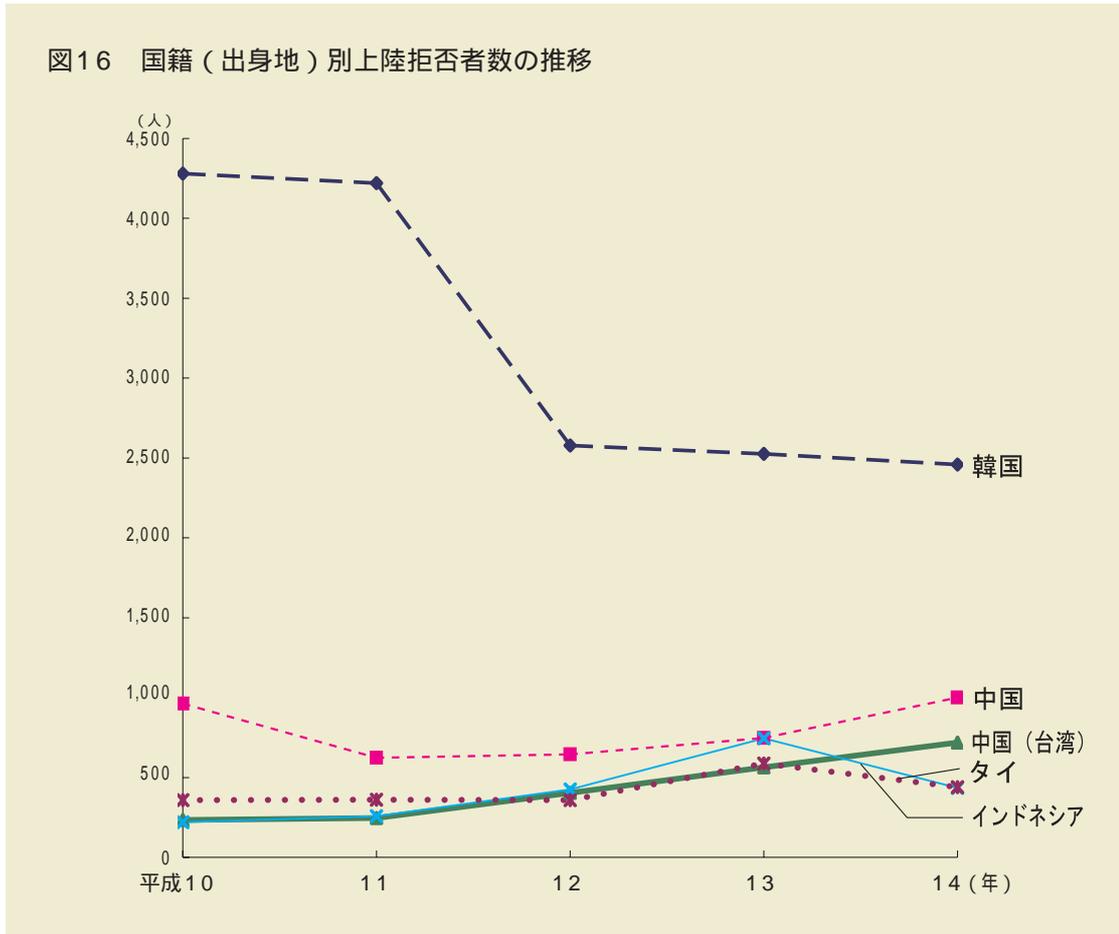


表10 国籍(出身地)別上陸拒否者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		11,546	9,457	8,273	10,400	9,133
韓国		4,281	4,220	2,579	2,525	2,459
中国		963	623	645	748	1,000
中国(台湾)		233	246	404	563	719
タイ		358	360	359	587	440
インドネシア		220	258	425	744	435
コロンビア		266	171	330	437	362
ペルー		347	251	377	440	337
フィリピン		474	353	328	519	324
トルコ		220	249	308	506	290
インド		353	183	146	218	201
その他		3,831	2,543	2,372	3,113	2,566

(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が再入国の許可を受けているときその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる(入管法第12条第1項)。

異議申出の結果、法務大臣が特別に上陸を許可した件数は、平成14年が963件であり、10年から14年までの推移で見ると、10年が1,407件であったが、その後は異議申出件数に比例して増減しており、14年は10年と比べて444件（31.6%）減少した（表11）。

表11 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移 (件)

区分		年	平成10	11	12	13	14
異議申出(注)			1,451	843	1,141	989	1,086
裁決結果	理由あり		1	1	—	—	8
	理由なし(退去)		42	36	66	113	109
	上陸特別許可		1,407	797	1,056	836	963
取下げ			1	3	9	6	4
未済			—	6	10	34	2

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。平成10年の異議申出1451件中、前年1件である。

3 入国事前審査状況

(1) 入国事前審査

ア 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。

査証事前協議の処理件数は、平成10年の4,168件から年々増加傾向にあり、特に14年には前年と比べ3,087件（59.7%）と大幅に増加し、8,255件となった。

このように査証協議が大幅に増加している理由は、近年、悪質な査証申請が増加しており、そのような悪用ケースを防止するため、我が国の国内側からチェックするべく、外務大臣から法務大臣への協議が増えていることがその一因と考えられる（表12）。

表12 入国事前審査処理件数の推移 (件)

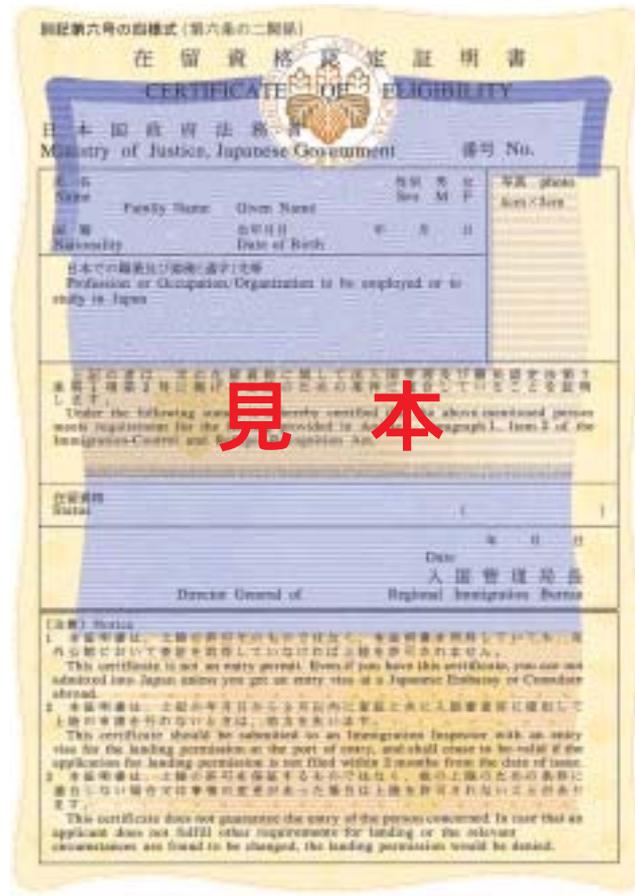
区分	年	平成10	11	12	13	14
査証事前協議		4,168	3,823	4,096	5,168	8,255
在留資格認定証明書交付申請		222,272	238,053	280,015	321,590	332,984

イ 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたものであり、当該外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

在留資格認定証明書処理件数は、14年が33万2,984件で、その数は10年以降毎年増加しており、14年は10年に比べ11万712件（49.8%）増となっている。

なお、査証事前審査と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、10年から14年までの間、在留資格認定証明書処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めており、このことから、2年から実施されている在留資格認定証明書制度が定着していることがうかがわれる（表12）。



在留資格認定証明書

(2) 査証免除等

ア 査証免除

査証制度は、国によって手続や形式に違いはあるものの、世界各国において採用されている入国のための手続であるが、観光、商用、親族訪問等を目的とした一時的滞在者に対しては、人的交流を促進するため、多くの国家間で相互に査証を免除する取決めがなされている。

入管法上、査証は上陸のための条件の一つとして定められているが、他方において、国際約束又は日本政府が外国政府に対して行った通告により査証を必要としない国の国民には査証を要求しないことと規定されている。この規定に基づき、日本政府も世界の多くの国々の政府と相互査証免除措置を採っており、平成15年3月末現在、外交旅券所持者のみに対する相互査証免除措置を実施しているのは4か国（韓国は公用旅券所持者も含む。）、一般旅券所持者に対する相互査証免除措置を実施しているのは63か国（停止中等を含む。）である。

10年以降では、新たに外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置として韓国、ブルガリアと、一般査証免除措置（90日以内の短期滞在目的に対する査証免除）としてチェコ、オーストラリア（注）、ポーランド、モナコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロバキアとの間で実施している。

しかしながら、以前、相互査証免除措置を実施している国の中には、査証免除を悪用

して観光客等を装い我が国に入国し、不法就労・不法残留する者が急増するところがあったことから、15年3月末現在、パキスタン、バングラデシュ、イランの3か国については、査証免除の一時停止を、また、マレーシア、ペルーの2か国については、査証の取得を勧奨する措置（ワンポイント解説）を採っている。

一般旅券所持者に対する相互査証免除措置実施国を地域別に見ると、ヨーロッパが34か国と最も多く、以下、北米・中南米16か国、アジア8か国、アフリカ3か国、オセアニア2か国の順となっている。

査証を免除される外国人の範囲は、一般的に、営利活動を行わない通過者、観光客、親族訪問者、アマチュア・スポーツ参加者及び業務連絡、契約調印、市場視察、アフターサービス等を目的とした一時入国者に限られ、働くことを目的とする外国人には適用されない。

なお、査証免除で入国する外国人に付与される在留期間は、90日が多くなっている。

また、APEC（アジア太平洋経済協力）加盟国（地域）のビジネス関係者の中で、A BTC（APEC・ビジネス・トラベル・カード）を所持する者については、我が国の一方的措置として15年4月1日から査証免除措置を採ることとしているが、詳細については後記第2部第3章第2節1（1）で述べる。

なお、我が国が査証免除を行っていない国（地域）でも我が国に対し一方的に査証免除を行っている例もあり（韓国、香港等）、査証免除が相互主義に基づかなければならないものではないことを示している。

（注）オーストラリアは一般旅券を所持する日本国民に対し、査証免除措置を実施しておらず、電子査証システム（ETAS）を導入している。本システムは、オーストラリアへの短期滞在を目的の渡航希望者が、ETASの対象国籍であり、かつ、対象航空会社を利用することを条件にオンラインによって事前審査を可能とするものである。

イ 数次査証取決め

査証は、有効期間内に1回使用すると失効するのが原則であるが、国家間の合意により、必要と認められる場合には有効期間中何回でも使用可能な数次査証が付与され得る。このような数次査証に関する取決めは、入国手続の簡素・合理化という点において、有

ワンポイント解説

査証免除一時停止と査証取得勧奨措置

相互の国民の交流の促進のために、本来は往来に必要としている査証を、対象者等の要件をつけて相互に免除する措置が査証免除措置である。

この査証免除措置を実施している国の中には、同措置を利用して観光客等を装い我が国に入国し、不法就労する者が急増するところがあった。そのような状況に対応するため、査証免除を一時的に停止した措置が査証免除一時停止措置である。

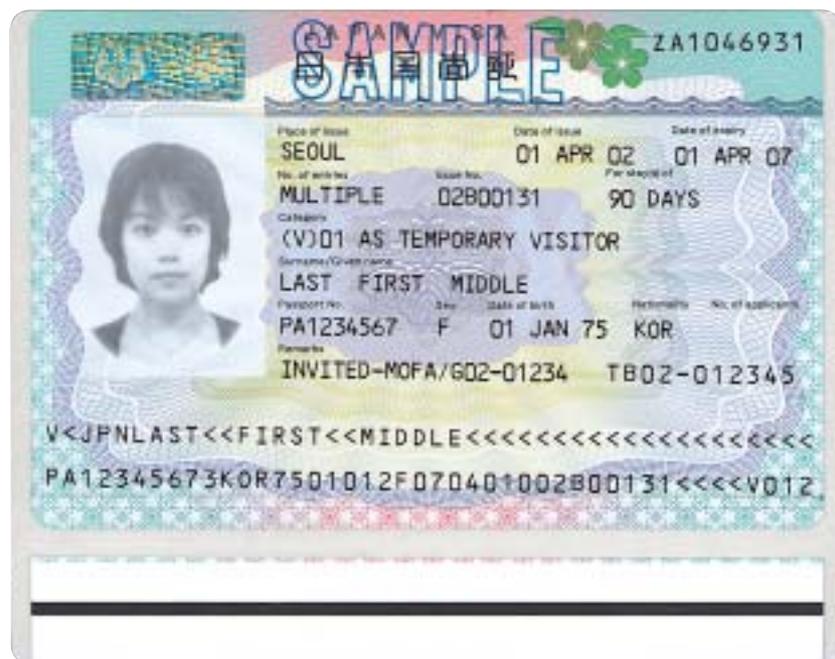
また、特定国の国民が我が国に入国する場合に、査証免除措置があっても、あらかじめ査証を取得することを勧奨する措置を査証取得勧奨措置という。

査証取得勧奨措置が、最終的に査証を取得しなくとも、そのことのみをもって上陸のための条件に適合しないこととはならないのに対し、査証免除一時停止の措置を採った場合には、当該国の国民は査証を取得しなければ、そのことをもって上陸のための条件に適合しないこととなる。

効期間の間は相互査証免除措置と同様の効果を持つものである。

我が国が数次査証取決めを締結している国は、平成15年3月末現在18か国であり、また、我が国が一方的数次査証発給措置を実施しているのは、15年3月末現在韓国、中国（香港SAR（特別行政区））、中国（マカオSAR（特別行政区））、台湾である。

このほか、一方的数次査証発給措置として、APEC（アジア太平洋経済協力）加盟国（地域）のビジネス関係者に対して、8年1月1日から短期数次査証（最長有効期間3年、滞在期間90日）の発給を実施しており、さらに、10年1月1日からはその最長有効期間を5年に延長し、その後も14年2月15日から発給基準の緩和などを行っている。



日本国査証

第2節 外国人の在留の状況

1 外国人登録者数

我が国における外国人（ワンポイント解説）の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、通常の入国者の場合、入国の日から90日以内に外国人登録を行うことが義務付けられている（外国人登録法（以下「外登法」という。）第3条）ため、我が国に入国する外国人

ワンポイント解説

法による外国人の定義の違い

入管法は、外国人とは「日本の国籍を有しない者」（同法2条2号）と定義しているが、外登法は、「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と定義している。

の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであるため、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成14年末現在3.9%）。したがって、外国人登録者数で見ると外国人の在留状況は、言わば、我が国において相当期間「生活する」外国人を対象とするということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く。）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ公用旅行者及び日米地位協定（ワンポイント解説）等に該当する軍人、軍属及びその家族等は登録の対象とはならない。

ワンポイント解説

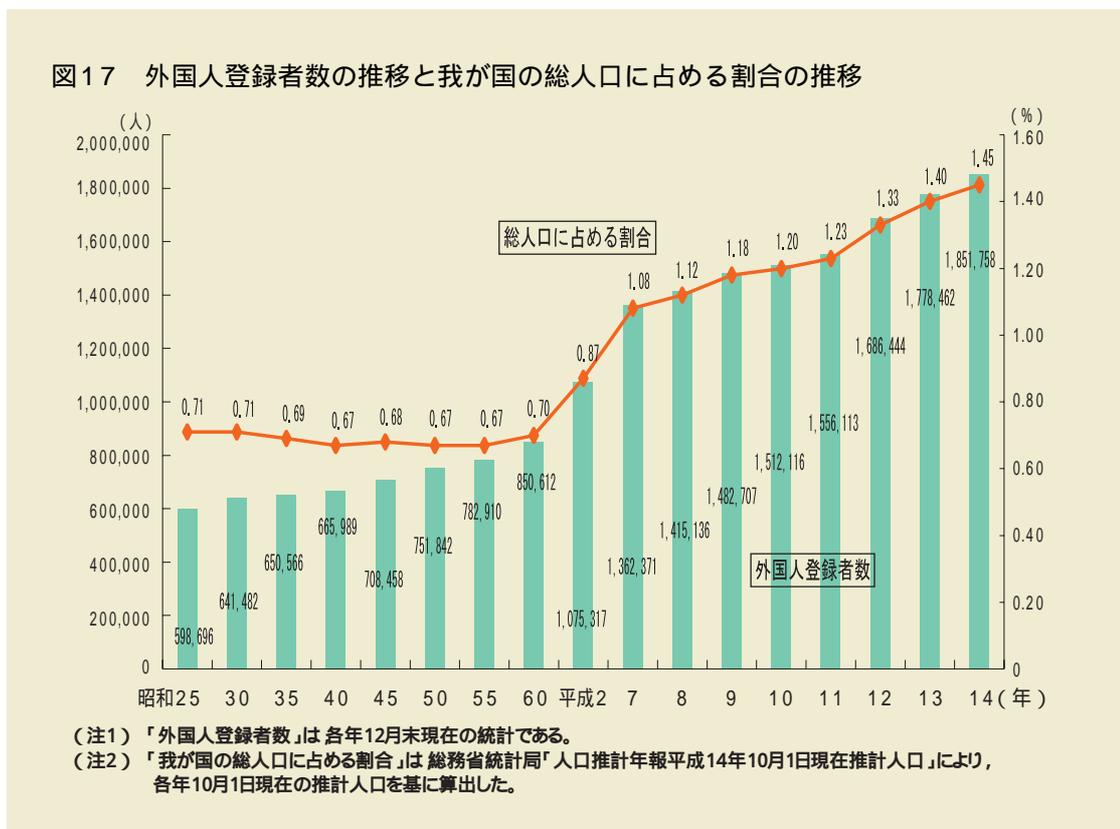
日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の略称である。この協定は、我が国における合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族の法的地位等について規定しており、我が国への入国手続や外国人登録等に関する特則などが定められている（同協定第9条）。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は毎年増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成14年末の外国人登録者数は、185万1,758人で過去最高記録を更新している。この数は、13年末に比べ7万3,296人（4.1%）、10年末と比べ33万9,642人（22.5%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々増加しており、その割合は、

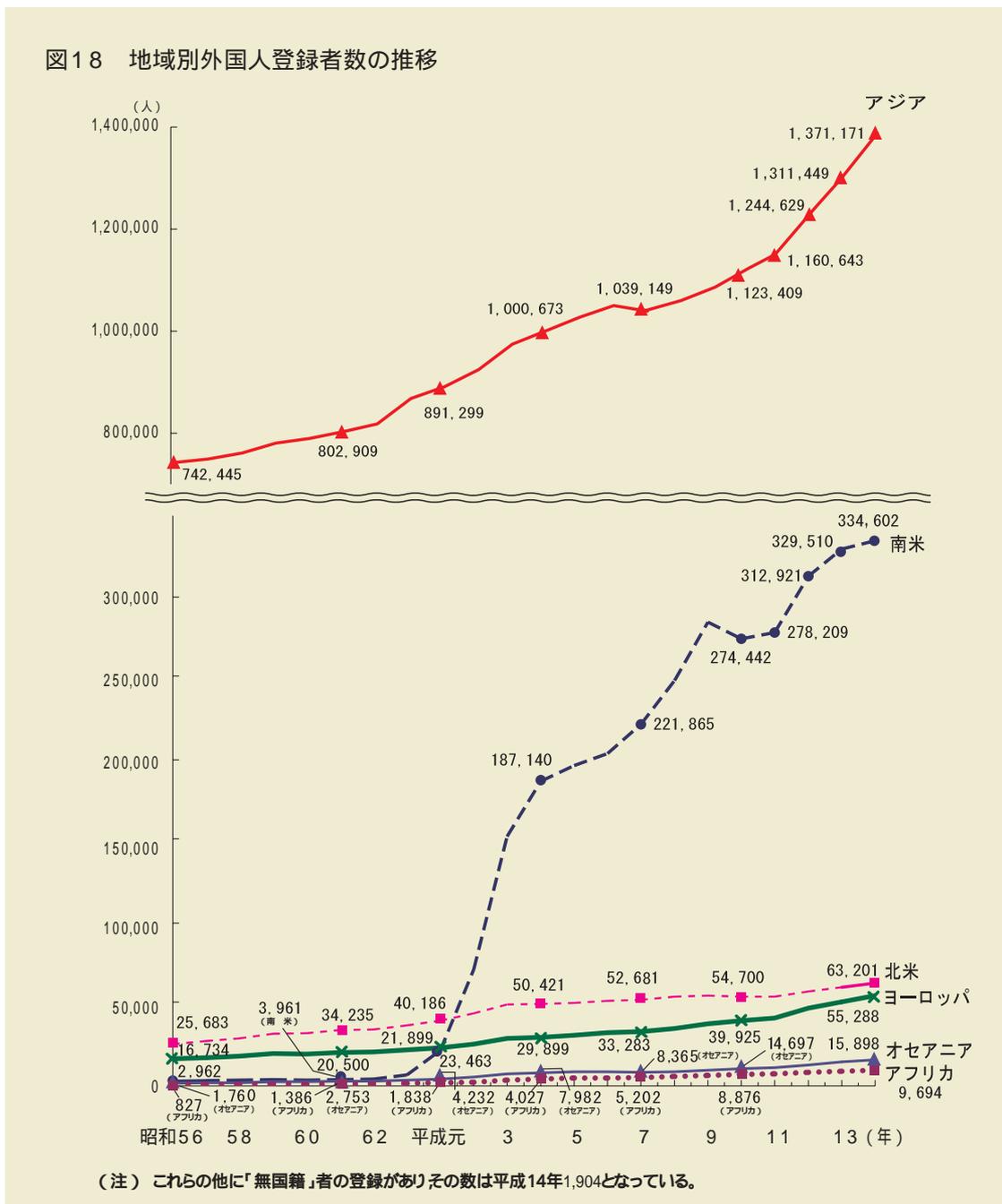


14年末には我が国の総人口1億2,743万5,350人（総務省統計局「平成14年10月1日現在推計人口」）の1.45%であり、10年末に比べ0.25%増加しており、過去最高を示している（図17）。

（2）地域別

平成14年末現在の外国人登録者数について地域別に見ると、アジアが137万1,171人と全体の74.0%を占め、以下、南米（33万4,602人，18.1%）、北米（6万3,201人，3.4%）、ヨーロッパ（5万5,288人，3.0%）、オセアニア（1万5,898人，0.9%）、アフリカ（9,694人，0.5%）の順となっている。

アジア出身の外国人登録者を見てみると、前年と比べて約6万人増加しているが、構成比は、10年末以降14年末にかけて、74%前後とほぼ横ばいの状況で推移している。



他方、2年ころから、ブラジル、ペルーを中心に南米から入国し外国人登録を行う外国人が年々増加しており、南米出身の外国人登録者の構成比は、昭和63年末に0.7%であったものが平成14年末には18.1%を占めるに至っており、10年末以降は毎年18%前後で推移している(図18)。

(3) 国籍(出身地)別

平成14年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別に見ると、韓国・朝鮮

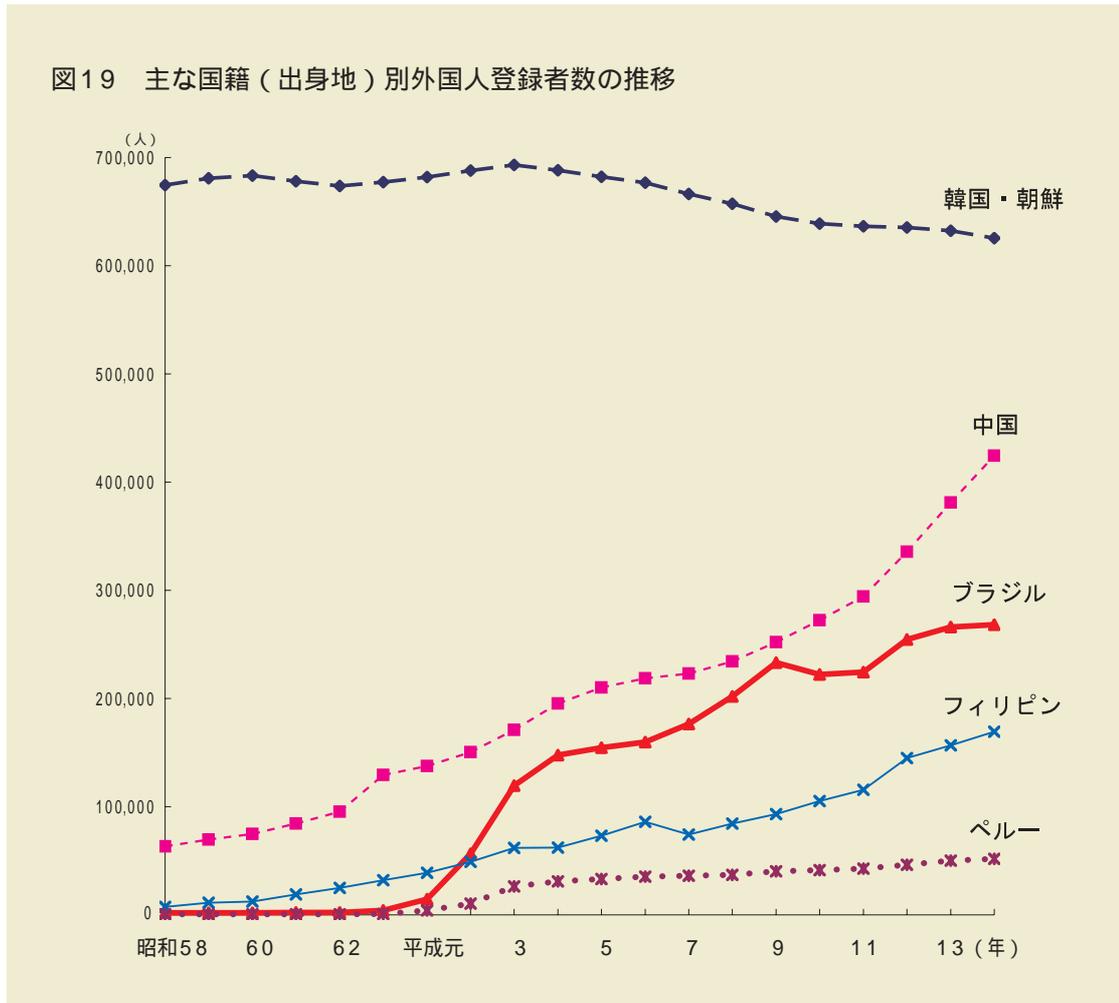


表13 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	昭和58	61	平成元	4	7	10	11	12	13	14
総数		817,129	867,237	984,455	1,281,644	1,362,371	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758
韓国・朝鮮		674,581	677,959	681,838	688,144	666,376	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422
中国		63,164	84,397	137,499	195,334	222,991	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282
ブラジル		1,796	2,135	14,528	147,803	176,440	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332
フィリピン		7,516	18,897	38,925	62,218	74,297	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359
ペルー		432	553	4,121	31,051	36,269	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772
米国		26,434	30,695	34,900	42,482	43,198	42,774	42,802	44,856	46,244	47,970
タイ		2,233	2,981	5,542	10,460	16,035	23,562	25,253	29,289	31,685	33,736
インドネシア		1,577	1,839	2,781	5,201	6,956	14,962	16,418	19,346	20,831	21,671
ベトナム		3,472	4,388	6,316	6,883	9,099	13,505	14,898	16,908	19,140	21,050
英国		6,087	7,426	9,272	12,021	12,485	14,762	15,402	16,525	17,527	18,508
その他		29,837	35,967	48,733	80,047	98,225	122,651	127,834	143,240	156,724	169,656

が62万5,422人で全体の33.8%を占め、次いで中国が42万4,282人(22.9%)、以下、ブラジル26万8,332人(14.5%)、フィリピン16万9,359人(9.1%)、ペルー5万1,772人(2.8%)の順となっている。

このような状況の中で時系列に沿った変化を見てみると、韓国・朝鮮の外国人登録者数が減少し、韓国・朝鮮以外の国籍(出身地)の外国人登録者数が増加した結果、韓国・朝鮮が全在留外国人登録者数に占める割合は、戦後ほぼ一貫して減少を示し、12年末には初めて40%を割り込んでいる。

なお、外国人登録者数の国籍(出身地)別順位については、12年末から14年末までの間上位5か国の順位に変化はない。

上位5位までの国籍(出身地)別の外国人登録者数について、元年末と14年末を比較すると、ブラジル、ペルーについては全外国人登録者の伸び(88.1%増)を大きく上回り、元年末と比べ、ブラジルは約18倍、ペルーは約13倍と著しく増加している。

10年末から14年末までの推移を見ても、韓国・朝鮮は、毎年減少傾向が続いているのに対し、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーは、10年末と比べ、中国55.9%増、フィリピン48.8%増、ブラジル19.7%増、ペルー21.1%増とそれぞれ大幅な伸びを維持している(図19、表13)。

(4) 目的(在留資格)別

ア 永住者・特別永住者(資料編2統計(1)24、28)

平成14年末の外国人登録者数のうち最も多いのは、いわゆる在日韓国・朝鮮人を中心とする「特別永住者」(ワンポイント解説)の48万9,900人であり、全体の26.5%を占めている(表14)。

これを10年末から14年末までの推移で見ると、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、10年末には35.3%であったものが、13年末には初めて30%を割っている。より長期的な期間の推移で見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後まもなく昭和30年代までは90%近くであったが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人(いわゆるニュー・カマー)の増加により、前記のとおり、

ワンポイント解説

永住者と特別永住者

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格であり、入管法第22条又は第22条の2に定める手続により法務大臣から永住の許可を受けなければならない。

これに対し、「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き本邦に在留しているもの及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位であり(入管特例法第2条)、「永住者」の在留資格には含まれない。入管法上は、「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする」(第2条の2第1項)の「他の法律に特別に規定がある場合」に該当する。

表14 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成10	11	12	13	14
総数		1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758
教授		5,374	5,879	6,744	7,196	7,751
芸術		309	351	363	381	397
宗教		4,910	4,962	4,976	4,948	4,858
報道		373	361	349	348	351
投資・経営		5,112	5,440	5,694	5,906	5,956
法律・会計業務		59	77	95	99	111
医療		111	114	95	95	114
研究		2,762	2,896	2,934	3,141	3,369
教育		7,941	8,079	8,375	9,068	9,715
技術		15,242	15,668	16,531	19,439	20,717
人文知識・国際業務		31,285	31,766	34,739	40,861	44,496
企業内転勤		6,599	7,377	8,657	9,913	10,923
興行		28,871	32,297	53,847	55,461	58,359
技能		10,048	10,459	11,349	11,927	12,522
文化活動		3,756	3,803	3,397	2,954	2,812
短期滞在		59,815	59,633	68,045	69,741	72,399
留学		59,648	64,646	76,980	93,614	110,415
就学		30,691	34,541	37,781	41,766	47,198
研修		27,108	26,630	36,199	38,169	39,067
家族滞在		65,675	68,679	72,878	78,847	83,075
特定活動		19,634	24,053	30,496	38,990	47,706
永住者		93,364	113,038	145,336	184,071	223,875
日本人の配偶者等		264,844	270,775	279,625	280,436	271,719
永住者の配偶者等		6,219	6,410	6,685	7,047	7,576
定住者		211,275	215,347	237,607	244,460	243,451
特別永住者		533,396	522,677	512,269	500,782	489,900
未取得者		9,297	10,217	11,467	13,488	15,379
一時庇護		39	34	32	32	32
その他		8,359	9,904	12,899	15,282	17,515

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という(以下同じ。)

13年末には特別永住者の割合は30%を切るまでに減少しており、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

他方、「永住者」は14年末には22万3,875人で、全外国人登録者数に占める割合は12.1%となっている。これを10年末から14年末までの推移で見ると、一貫して増加しており、14年末には、10年の9万3,364人と比べ13万511人(139.8%)増加しており、全外国人登録者数に占める割合も、10年末には6.2%であったものが、13年末には初めて10%を超えている。

また、「永住者」を国籍別で見ると、14年末は、中国が7万599人と最も多く、以下、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル、ペルーの順となっている。また、中国、フィリピン、ブラジル及びペルーについては、14年末は10年末と比べそれぞれ2.2倍、3.1倍、11.8倍、4.4倍と急増している。

これは、後記2(6)のとおり、10年2月に行った永住許可の取扱いの見直しの影響が大きいと考えられる。

イ 就労を目的とする外国人(資料編2統計(1)3~16)

平成14年末の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は17万9,639人で、全体の9.7%であった。これを10年末から14年末までの推移で見ると、その登録者数及び全登録者に占める割合とも一貫して増加しており、12年には15万人を超え、14年末は、10年末と比べ6万643人(51.0%)増加している(表14)

また、個々の在留資格別で見ると、「宗教」、「報道」及び「医療」の在留資格は10年末から横ばい又は減少傾向にあり、他はすべて一貫して増加している。特に、「興行」の在留資格は、10年末に2万8,871人であったのが、14年末には5万8,359人と2倍を超える伸びを示している。

さらに、「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成14年末に「技術」2万717人、「人文知識・国際業務」4万4,496人、「企業内転勤」1万923人であり、10年末以降は毎年増加しており、14年末は10年末と比べ、それぞれ5,475人(35.9%)、1万3,211人(42.2%)、4,324人(65.5%)の増加を示している。

14年末において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ11.5%、24.5%、6.1%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の40%強を占めている。

ウ 留学生・就学生(資料編2統計(1)19-2, 20-2)

平成14年末における留学生・就学生の外国人登録者数は、留学生11万415人、就学生4万7,198人となっており、留学生が初めて10万人を突破した。これを国籍(出身地)別に見ると、留学生については、中国が7万3,795人で全体の66.8%を占めており、これに韓国・朝鮮(15.5%)が続き、就学生については、中国が3万5,450人で全体の75.1%を占め、これに韓国・朝鮮(15.3%)が続いている。

また、10年末から14年末までの推移で見ると、留学生、就学生ともに毎年増加しており、留学生は、14年末には10年末と比べ5万767人(85.1%)増加しているが、12年末以降は毎年前年比15%以上の伸びを維持している。特に、14年末の中国は前年比24.9%の高い伸びを示している。就学生もまた、14年末には10年と比べ1万6,507人(53.8%)増と高い伸びを示している。

エ 研修生(資料編2統計(1)21-2)

平成14年末における研修の外国人登録者数を見ると、3万9,067人で、これを国籍(出

身地)別に見ると、中国が2万6,945人で全体の69.0%を占めており、次いでインドネシアが3,813人(9.8%)、ベトナム2,516人(6.4%)の順となっている。

さらに、10年末から14年末までの推移で見ると、研修の外国人登録者数は、12年末に対前年末比35.9%の大幅な伸びを示しており、14年末の外国人登録者数は、10年末と比べ44.1%増加しているところ、国籍(出身地)別では、ブラジル、タイ、韓国・朝鮮などが減少傾向にある中で、中国、ベトナムがそれぞれ72.2%、62.5%と大幅に増加しており、モンゴルは外国人登録者数は少ないものの、10年末と比べ5倍を超える増加を示している。

オ 身分又は地位に基づき在留する外国人(資料編2統計(1)24~27)

平成14年末における「日本人の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数は27万1,719人、「永住者の配偶者等」は7,576人となっている。これを10年末から14年末までの推移で見ると、「日本人の配偶者等」の在留資格については13年末までは増加を示していたが、14年末には減少している。国籍別で見ると、14年末では、ブラジルが9万732人で、次いで中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイの順となっており、前年と比べブラジル及びペルーがそれぞれ6,530人(6.7%)、720人(7.5%)減少しており、これが「日本人の配偶者等」全体の14年末における外国人登録者数の減少に大きく影響している。

一方、「永住者の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数について10年末から14年末までの推移で見ると、「永住者」の増加に伴い、その在留者は年々増加を続けている。

14年末における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は24万3,451人で外国人登録者全体の13.1%を占めており、これを10年末から14年末までの推移で見ると、「日本人の配偶者等」の傾向と同様に、13年末までは増加を示していたが、14年末には前年と比べ1,009人(0.4%)減少している。国籍(出身地)別に見ると、14年末には、ブラジルが13万9,826人(57.4%)を占めており、これに中国(14.4%)、ペルー(8.8%)が続いている。また、10年末から14年末までの推移で見ると、フィリピンのみ年々大幅な増加を続けているが、ブラジル、ペルーは、14年末に前年末から減少し、中国及び韓国・朝鮮は年々減少している。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣から所定の許可を受ける必要がある。具体的には在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などがあり、これらの判断を行うのが在留審査である。

平成14年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は100万1,051件で、これを10年から14年までの推移で見ると、増減を繰り返した結果、14年は10年(103万3,227件)とほぼ同数とな

っている。このように増減を繰り返した要因の一つは、後記第2部第3章第2節7及び同部第1章第1節1(2)ウのとおり、在留期間を伸長する改正省令が11年10月1日に施行されたこと及び再入国許可期間を1年から3年に伸長する改正入管法が12年2月に施行されたことなどによるものと考えられる(表15)。

表15 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成10	11	12	13	14
総数		1,033,227	1,102,540	1,177,283	981,657	1,001,051
資格外活動		38,003	46,966	59,435	65,535	83,340
在留資格変更		53,059	51,225	59,543	69,490	78,402
在留期間更新		439,171	458,531	441,160	336,254	354,169
永住		12,934	19,731	30,475	41,889	42,085
特別永住		192	303	176	185	138
在留資格取得		7,996	8,023	7,666	7,529	6,815
再入国		481,872	517,761	578,828	460,775	436,102

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(1) 在留期間更新の許可(入管法第21条)

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成14年中に在留期間更新許可を受けた外国人は35万4,169人で、10年から14年までの推移で見ると、11年をピークとして以降減少しており、14年を11年と比べると10万4,362人(22.8%)減と大幅に減少している。

この減少の要因として、後記第2部第3章第2節7で詳しく述べるように、11年10月1日に施行された在留期間の見直しに係る省令改正及び同改正の趣旨に基づき、付与する在留期間は極力長期のものとするという取扱いにより、多くの外国人に対して付与する在留期間が伸長され、それに伴い在留期間更新許可申請件数が減少したことが考えられる。

(2) 在留資格変更の許可(同法第20条)

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成14年に在留資格変更許可を受けた外国人は7万8,402人で、10年から14年までの推移で見ると、11年にやや減少したが、その後は増加に転じており、14年を11年と比べると2万7,177人(53.1%)の増加となっている。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引

引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成14年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は3,209人で、10年から14年までの推移で見ると、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあり、14年は10年と比べ34.2%の増加となっている。

国籍（出身地）別では、中国が1,933人と全体の60.2%を占め、次いで韓国581人（18.1%）、中国（台湾）127人（4.0%）の順となっている（表16）。

表16 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移（件）

国籍(出身地) \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	2,391	2,989	2,689	3,581	3,209
中国	1,563	1,829	1,630	2,154	1,933
韓国	411	537	510	720	581
中国(台湾)	108	146	106	135	127
マレーシア	42	51	46	61	43
米国	22	40	33	23	33
バングラデシュ	17	33	38	47	30
インドネシア	14	32	30	39	47
英国	1	15	16	20	17
タイ	31	26	32	29	42
スリランカ	15	17	7	28	21
その他	167	263	241	325	335

また、在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可が1,949人（60.7%）で最も多く、10年から14年までの推移で見ると、全体として増加傾向にあり、14年は前年に比べやや減少したものの、10年と比べると41.2%増加しており、大学等で養った専門知識や外国人特有の感性等を活かした業務に従事する外国人が増えている（表17）。

表17 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移（件）

在留資格 \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	2,391	2,989	2,689	3,581	3,209
人文知識・国際業務	1,380	1,743	1,632	2,118	1,949
技術	721	838	667	1,008	727
教授	132	215	234	228	346
研究	85	138	91	118	97
投資・経営	35	15	26	44	39
教育	14	12	8	15	13
芸術	3	7	5	10	8
医療	15	13	8	19	16
技能	3	2	3	7	11
興行	1	1	1	—	—
宗教	—	4	12	6	—
その他	2	1	2	8	3

表18 技能実習移行対象職種（62職種112作業）

平成15年3月31日現在

1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

2 漁業関係(1職種6作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まさ網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業

3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
カーテン工事作業	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締め作業
建設機械施工 *	

参考 ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼構塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係(6職種11作業)

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注) 1 *の職種は、JITCO認定職種

5 繊維・衣服関係(9職種15作業)

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合捻糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	銅合金鑄物鑄造作業
	軽合金鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
プリント配線板製造	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(8職種16作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
強化プラスチック成形	インフレーション成形作業
	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業

イ 技能実習制度

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設され、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされた。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、15年3月末現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等52職種及び、国家試験ではないが、(財)国際研修協力機構(後記第2部第3章第9節4参照)が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等10職種の合計62職種となっている(表18)。

発足当初、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大、積極的な広報活動等により、その数は、10年以降毎年1万人を超えており、14年においては1万9,225人に達している。10年から14年までの推移を詳しく見ると、11年(1万1,032人)は10年(1万3,066人)と比べやや減少したが、その後は着実に増加し、14年は11年と比べ8,193人(74.3%)の増加となっている。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから14年末までの技能実習への移行者数の累計は8万6,111人となり、本制度が着実に定着してきていることがうかがえる。

14年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍(出身地)別内訳を見ると、中国1万4,388人、インドネシア2,359人、ベトナム1,694人、フィリピン518人、タイ150人の順となっており、職種別では、衣服製造、プラスチック成形、溶接が多くなっている(表19, 20)。

表19 国籍別技能実習制度への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成10	11	12	13	14	総数
総数		13,066	11,032	12,395	16,113	19,225	71,831
中国		7,690	7,225	8,633	11,114	14,388	49,050
インドネシア		4,136	2,504	2,227	2,854	2,359	14,080
フィリピン		221	187	278	470	518	1,674
ベトナム		945	1,074	1,165	1,462	1,694	6,340
タイ		45	37	32	112	150	376
その他		29	5	60	101	116	311

表20 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成10	11	12	13	14	総数
総数		13,066	11,032	12,395	16,113	19,225	71,831
婦人子供服製造		3,828	4,032	5,252	5,761	7,767	26,640
型枠施工		973	538	606	465	412	2,994
紳士服製造		582	779	612	826	760	3,559
溶接		550	452	387	589	724	2,702
鉄筋施工		476	301	251	339	289	1,656
機械加工		531	541	474	706	690	2,942
金属プレス		537	343	288	505	418	2,091
配管		166	53	64	61	42	386
塗装		435	259	217	317	285	1,513
家具製作		190	192	155	170	177	884
鋳造		666	383	419	496	430	2,394
とび		261	171	189	226	224	1,071
プラスチック成形		274	410	432	677	789	2,582
建築大工		134	57	96	76	116	479
建設機械施工		83	43	35	24	33	218
その他		3,380	2,478	2,918	4,875	6,069	19,720

(3) 在留資格取得の許可(同法第22条の2)

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成14年に在留資格取得の許可を受けた外国人は6,815人で、10年に比べると1,181人(14.8%)減少しており、12年以降毎年減少している。

(4) 再入国の許可(同法第26条)

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を取ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成14年に再入国許可を受けた外国人は43万6,102人であるが、10年から14年までの推移で見ると、12年まで増加していたが、その後は急激に減少し、14年は、10年と比べ4万5,770人(9.5%)、過去最高の許可件数であった12年と比べ14万2,726人(24.7%)の減少となっている。

これは、12年2月18日に施行された改正入管法により、再入国許可の有効期間が1年から最大3年に延長されたことによるものであると考えられる。

(5) 資格外活動の許可(同法第19条第2項)

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」

(就労活動)を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成14年に資格外活動許可を受けた外国人は8万3,340人で、10年以降一貫して増加しており、14年は10年と比べて4万5,337人(119.3%)の増加となっている。これは、留学生等の新規入国者に比例して、資格外活動も年々増加していること、また、後記第2部第3章第2節6(2)のとおり、留学生等の家族について資格外活動許可の見直しを行ったことが影響したものと思われる。

(6) 永住許可(同法第22条)

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを更に具体的に明確化した。この見直し以前は、法定要件に加え、原則として20年の在日歴があることを必要とする運用がなされていたが、もともと、在日歴は、法定要件である「日本国の利益に合する」ことを判断する際の要素の一つであることから、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

10年に永住許可を受けた外国人は1万2,934人であったが、新規入国外国人の増加と在留の長期化・定着化、永住許可取扱いの見直し等により、11年1万9,731人、12年3万4,751人、13年4万1,889人と年々着実に増加しており、14年には過去最高の4万2,085人に上っている。

第3節 日本人の出帰国の状況

1 出国者

(1) 総数

平成14年の日本人出国者総数は1,652万2,804人で、過去最高であった12年に比べると129万5,786人(7.3%)減少しているが、13年に比べ30万7,147人(1.9%)の増加となっている。これは、13年9月に発生した米国同時多発テロ事件以来、月別の日本人出国者数が、前年同月と比べ減少していたが、海外出張の増加、国民的な海外旅行熱の高さに加え、国内旅行との比較による海外旅行の割安感の定着及び地方空港における新たな国際航空路線の開設等もあって、テロ事件から1年を経過した14年9月以降増加に転じ、その後、一貫して増加を示したことによるものと考えられる(図20、表21)。

図20 日本人出国者数の推移

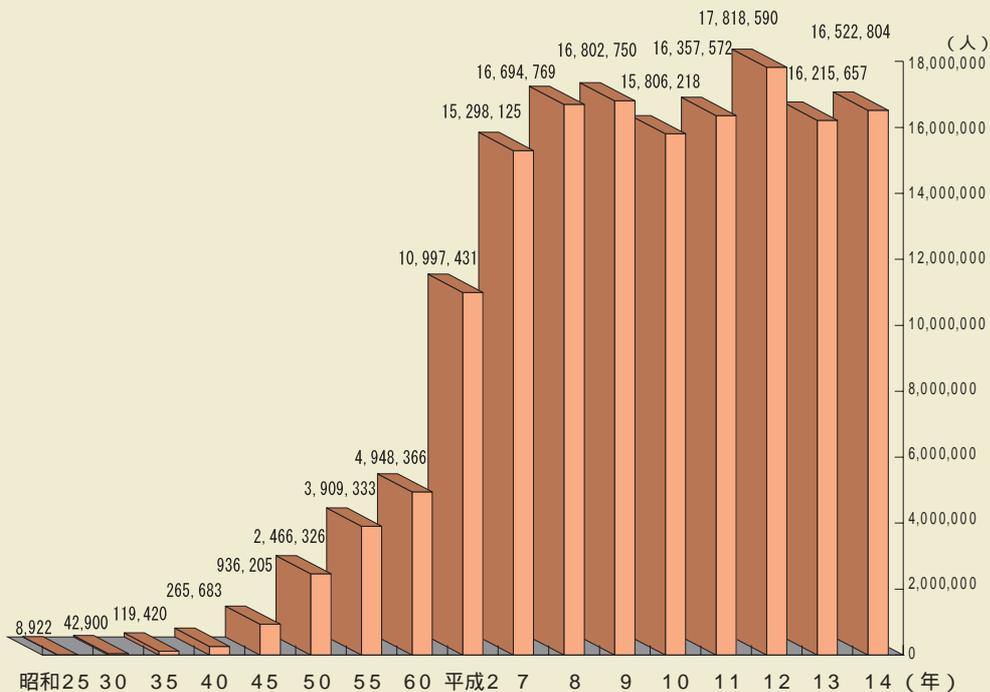


表21 日本人出国者数月別推移

(人)

		平成10		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年	
		人数	対前年同月(期)比(%)								
上半期	1月	1,195,570		1,245,306	4.2	1,228,599	-1.3	1,361,711	10.8	1,125,330	-17.4
	2月	1,266,536		1,258,616	-0.6	1,414,251	12.4	1,501,532	6.2	1,193,791	-20.5
	3月	1,365,750		1,471,483	7.7	1,573,517	6.9	1,612,008	2.4	1,434,275	-11.0
	4月	1,132,109		1,184,801	4.7	1,305,417	10.2	1,370,049	5.0	1,240,563	-9.5
	5月	1,220,230		1,235,395	1.2	1,369,655	10.9	1,366,727	-0.2	1,279,403	-6.4
	6月	1,248,827		1,280,099	2.5	1,421,924	11.1	1,460,542	2.7	1,244,200	-14.8
	計	7,429,022		7,675,700	3.3	8,313,363	8.3	8,672,569	4.3	7,517,562	-13.3
下半期	7月	1,459,841		1,473,633	0.9	1,583,129	7.4	1,596,737	0.9	1,420,406	-11.0
	8月	1,628,575		1,686,134	3.5	1,759,090	4.3	1,791,166	1.8	1,668,593	-6.8
	9月	1,501,426		1,572,340	4.7	1,677,031	6.7	1,331,411	-20.6	1,643,681	23.5
	10月	1,233,945		1,384,130	12.2	1,522,313	10.0	925,142	-39.2	1,483,874	60.4
	11月	1,264,895		1,358,036	7.4	1,531,695	12.8	860,698	-43.8	1,396,561	62.3
	12月	1,288,514		1,207,599	-6.3	1,431,969	18.6	1,037,934	-27.5	1,392,127	34.1
	計	8,377,196		8,681,872	3.6	9,505,227	9.5	7,543,088	-20.6	9,005,242	19.4
合計	15,806,218		16,357,572	3.5	17,818,590	8.9	16,215,657	-9.0	16,522,804	1.9	

(2) 男女別・年齢別

平成14年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が911万8,110人、女性が740万4,694人で、男性が全体の55.2%、女性が44.8%となっている。この男女比率は10年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

一方、14年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が351万6,545人で出国者全

図21 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成14年）

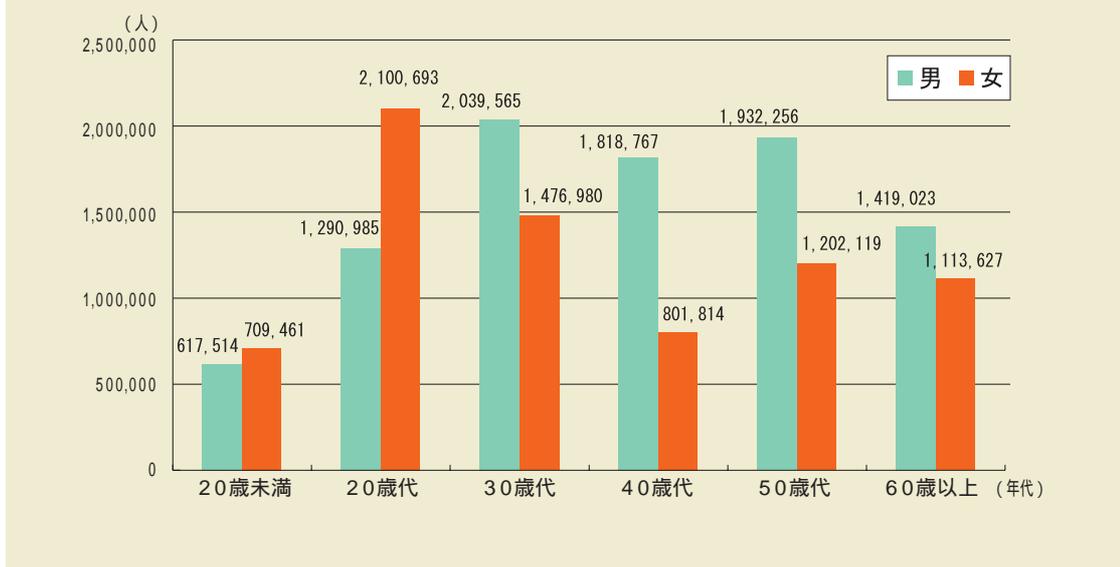


表22 男女別・年齢別日本人出国者数の推移

(人)

区分	年	平成10	11	12	13	14
		総数	15,806,218	16,357,572	17,818,590	16,215,657
男	総数	8,486,903	8,705,143	9,535,475	8,884,351	9,118,110
	割合	53.7%	53.2%	53.5%	54.8%	55.2%
女	総数	7,319,315	7,652,429	8,283,115	7,331,306	7,404,694
	割合	46.3%	46.8%	46.5%	45.2%	44.8%
20歳未満	総数	1,324,780	1,381,359	1,501,641	1,306,492	1,326,975
	男	612,379	636,311	687,921	600,074	617,514
	女	712,401	745,048	813,720	706,418	709,461
20歳代	総数	4,138,643	4,068,630	4,179,790	3,544,586	3,391,678
	男	1,530,633	1,484,952	1,532,266	1,340,361	1,290,985
	女	2,608,010	2,583,678	2,647,524	2,204,225	2,100,693
30歳代	総数	3,080,523	3,221,504	3,588,759	3,375,107	3,516,545
	男	1,839,458	1,885,722	2,091,881	1,967,443	2,039,565
	女	1,241,065	1,335,782	1,496,878	1,407,664	1,476,980
40歳代	総数	2,585,625	2,566,676	2,784,085	2,581,069	2,620,581
	男	1,759,347	1,731,955	1,884,840	1,770,129	1,818,767
	女	826,278	834,721	899,245	810,940	801,814
50歳代	総数	2,677,576	2,916,691	3,267,203	3,049,293	3,134,375
	男	1,620,848	1,744,332	1,958,628	1,876,232	1,932,256
	女	1,056,728	1,172,359	1,308,575	1,173,061	1,202,119
60歳以上	総数	1,998,825	2,202,469	2,496,936	2,359,046	2,532,650
	男	1,124,112	1,221,748	1,379,855	1,330,080	1,419,023
	女	874,713	980,721	1,117,081	1,028,966	1,113,627
不詳	総数	246	243	176	64	—
	男	126	123	84	32	—
	女	120	120	92	32	—

体の21.3%を占めており、以下、20歳代（20.5%）、50歳代（19.0%）、40歳代（15.9%）、60歳代（15.3%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が61.9%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図21、表22）。

（3）空港・海港別

平成14年における日本人出国者数について、出国した空港・海港別にその数を見ると、空港を利用した出国者は1,630万9,024人で全体の98.7%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が95.2%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっているが、9年以降海港利用者が増加し、空港利用者の割合は、10年の99.1%から14年の98.7%へわずかながら減少している。

空港・海港別日本人出国者数について、10年から14年までの推移で見ると、空港利用者数が0.4%（64万2,284人）増と小幅な増加となっているのに対し、海港利用者数は53.3%（7万4,302人）増と大幅な増加を示している。

14年中に空港を利用した出国者数のうち、成田空港の利用者数は903万4,363人で空港からの出国者全体の55.4%、関西空港の利用者数が382万9,030人で23.5%を占めており、空港からの出国者全体の約80%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、名古屋空港（9.7%）、福岡空港（5.1%）の順になっている。

これを10年から14年までの推移で見ると、ほとんどの主要空港において、10年から12年までは増加していたが、13年には羽田空港を除きすべての空港で減少した。14年には、同年4月に暫定平行滑走路の供用が開始された成田空港と福岡空港においては前年と比べ増加したが、その他の主要空港はすべて減少した。特に、羽田空港は前年と比べ、17万7,588人（61.0%）の大幅な減少となったが、これは、14年4月から羽田空港において国際定期便の発着がなくなり、チャーター便のみ利用されることになったことが影響したと考えられる。

また、地方空港からの日本人出国者数も増加を示しており、14年を10年と比べると、新潟空港が2万9,238人（52.1%）、那覇空港が1万2,214人（26.8%）、小松空港が1,814人（10.3%）、鹿児島空港が3,164人（9.7%）の増加となっており、地方空港の国際化を反映した結果となっている。

一方、14年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が14万8,590人で海港からの出国者全体の69.5%、下関港が2万1,745人で10.2%を占めており、海港からの出国者全体の約80%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、神戸港（3.7%）、小倉港（3.6%）、大阪港（3.2%）の順となっている。

これを10年から14年までの推移で見ると、上位5海港はいずれも10年に比べ大幅な増加を示している（図22、23、表23）。

図22 主な空港別日本人出国者数の推移

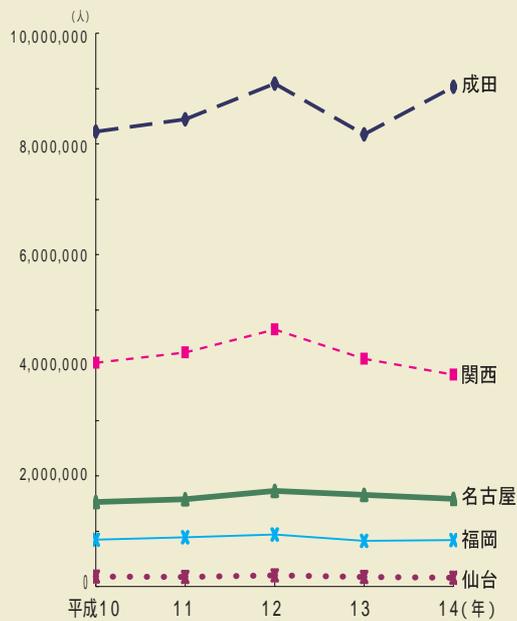


図23 主な海港別日本人出国者数の推移

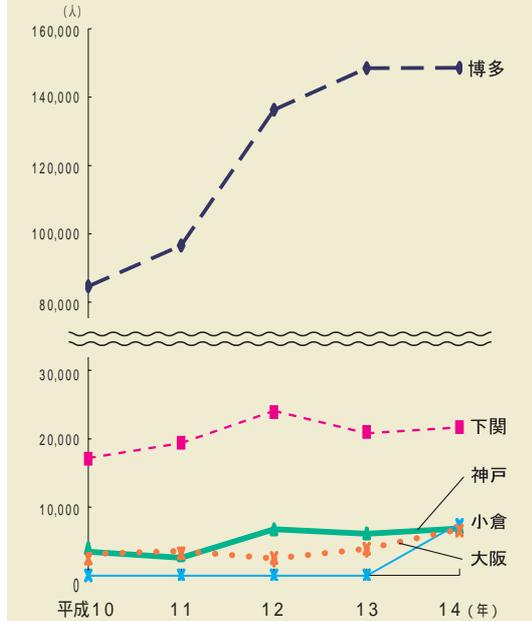


表23 空港・海港別日本人出国者数の推移

(人)

区分		年	平成10	11	12	13	14
総数			15,806,218	16,357,572	17,818,590	16,215,657	16,522,804
総数	空港		15,666,740	16,209,467	17,620,937	15,996,976	16,309,024
			99.1%	99.1%	98.9%	98.7%	98.7%
	海港		139,478	148,105	197,653	218,681	213,780
			0.9%	0.9%	1.1%	1.3%	1.3%
空港	成田		8,219,251	8,445,588	9,088,053	8,173,316	9,034,363
	関西		4,045,772	4,226,223	4,646,518	4,118,258	3,829,030
	名古屋		1,527,384	1,573,524	1,727,759	1,658,578	1,587,470
	福岡		846,618	892,265	941,019	827,062	837,025
	仙台		178,440	174,085	201,208	175,119	154,868
	新千歳		154,577	143,172	155,787	154,508	151,246
	広島		130,457	126,432	131,491	127,345	126,985
	羽田		229,379	241,767	266,852	290,919	113,331
	新潟		56,063	72,346	88,722	85,848	85,301
	岡山		46,079	67,180	74,228	72,708	68,008
	その他		232,720	246,885	299,300	313,315	321,397
	海港	博多		84,612	96,562	136,277	148,515
下関			17,271	19,394	24,138	20,884	21,745
神戸			4,474	3,614	7,805	7,134	7,947
小倉			5	3	—	32	7,646
大阪			3,189	3,576	2,552	3,909	6,761
東京			6,475	5,438	6,266	4,308	2,842
横浜			3,139	1,247	1,204	1,518	2,409
石垣			1,431	1,527	1,176	1,463	1,685
稚内			618	994	1,083	1,504	1,492
長崎			749	809	2,209	3,530	1,133
その他			17,515	14,941	14,943	25,884	11,530

2 帰国者

平成14年の日本人帰国者総数は1,640万7,343人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,517万1,089人で全体の92.5%を占めており、さらに、10日以内に帰国した人が1,379万3,463人で全体の84.1%を占めている。

この傾向は10年とほぼ同じであり、その間も大きな変化は認められない(表24)。

表24 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間 \ 年	平成10	11	12	13	14
総 数	15,835,696	16,441,788	17,655,946	16,265,593	16,407,343
5日以内	8,653,701	9,260,974	10,154,242	9,133,155	9,397,393
5日を超えて10日以内	4,705,616	4,744,367	4,953,377	4,336,524	4,396,070
10日を超えて20日以内	1,108,612	1,073,269	1,111,068	1,061,930	1,037,690
20日を超えて1月以内	322,099	320,271	347,859	350,822	339,936
1月を超えて3月以内	439,397	443,255	464,002	511,570	468,822
3月を超えて6月以内	237,169	240,630	250,720	331,104	257,269
6月を超えて1年以内	229,802	229,084	236,363	357,510	280,493
1年を超えて3年以内	125,441	116,453	123,945	167,701	209,566
3年を超える	9,595	9,636	10,337	10,116	13,166
不 詳	4,264	3,849	4,033	5,161	6,938